

# デジタル社会における新たな財産権に対する 滞納処分について

— NFT に係る財産を中心として —

露 木 正 人

〔 税 務 大 学 校 〕  
〔 研 究 部 教 授 〕

論文の内容については、すべて執筆者の個人的見解であり、税務大学校、国税庁あるいは国税不服審判所等の公式見解を示すものではありません。

## 要 約

### 1 研究の目的（問題の所在）

近年、海外のオークションで NFT アートが高額取引されたニュースが大きく報道されている。また、令和 4 年 6 月に内閣府から発表された「経済財政運営と改革の基本方針 2022」（骨太方針 2022）に、ブロックチェーン技術を基盤とする NFT の利用等の Web3.0 の推進に向けた環境整備の検討を進めることが盛り込まれ、さらに、第 210 回国会（同年 10 月 3 日召集）における内閣総理大臣の所信表明演説で、NFT を活用した Web3.0 サービスの利用拡大に向けた取組を進めることが盛り込まれるなど、NFT について非常に高い関心が寄せられている。

この NFT とは、ノン・ファンジブル・トークン（Non-Fungible Token（非代替性トークン））の略で、「偽造・改ざん不能のデジタルデータ」であり、ブロックチェーン上で、デジタルデータに唯一の性質を付与して真贋性を担保する機能や、取引履歴を追跡できる機能を持つものとされている。

今後、滞納者が NFT に紐づく財産（以下 NFT と NFT に紐づく財産を合わせて「NFT 財産」という。）を保有することが想定されるところ、NFT 財産についても滞納者の財産として適時・的確に滞納処分を執行していかなければ、内国税の適正かつ公平な徴収を実現することが困難となるものと考えられる。しかしながら、現行の国税徴収法において、NFT 財産について差押えや公売など一連の滞納処分の執行手続は明確でないことから、税制改正等による対応が必要となることも想定される。

このため、NFT の概要や法的性質などを把握するとともに、NFT 財産の購入は暗号資産による決済が一般的であり、また、暗号資産は NFT と同じブロックチェーン技術を用いていることから、暗号資産に対する差押え等の状況を確認することにする。その上で、これらを踏まえて、NFT 財産について、滞納処分の執行可能性や、滞納処分に当たって問題等がある場合には当該問題点等を抽出した上で、その対応策等を検討・整理しておく必要がある。

## 2 研究の概要

### (1) NFT の概要

#### イ NFT とは

NFT とは、一般に、ブロックチェーン技術を用いてそのブロックチェーン上で発行されるトークン（証券のようなもの）のうち、トークン自体に固有の値や属性を持たせた代替性のないトークンをいう。

ブロックチェーン上で発行されるトークンは、通常、ひとつひとつに個性がなく、同じトークンが多数存在しているが、NFT は、ひとつひとつのトークンが固有の値を持ち、他のトークンと区別できるという特徴を有している。この性質を利用して、本来は容易にコピーできるデジタルコンテンツを NFT に紐づけることにより、デジタルコンテンツに希少性を持たせ、ブロックチェーン上で取引可能なものにする事ができるとされている。

#### ロ ブロックチェーン技術とは

ブロックチェーン技術とは、情報通信ネットワーク上にある端末同士を直接接続して、暗号技術を用いて取引記録を分散的に処理・記録するデータベースの一種であり、元々は「ビットコイン」等の暗号資産に用いられている基盤技術である。このブロックチェーン技術を活用したデータベースは、従来型である中央管理型のデータベースに比べて、①可用性、②完全性、③取引の低コスト化の 3 点で優れているといわれている。

#### ハ NFT の構造

NFT を発行できる代表的なブロックチェーンにイーサリアムがあるが、イーサリアムのトークン規格である ERC-721 に基づき発行された NFT の構造については、①トークン ID、②保有者アドレス、③トークン URI 等の情報がブロックチェーン上に記録される。この①トークン ID において、当該トークンが一意になるような固有の値が記録されることにより、その唯一性が保証されるという仕組みになっている。また、

③トークン URI とは、NFT に紐づけるコンテンツの情報(メタデータ)の場所を示す属性であり、メタデータとしてはコンテンツの名称、説明、データの URL 等を記録することができる。NFT としてブロックチェーンに記録された③トークン URI が、メタデータの場所を示し、メタデータ中のコンテンツデータの URL がコンテンツデータの場所を示すことで、コンテンツデータが当該 NFT に紐づけられるという仕組みになっている。なお、ブロックチェーンに記録可能なデータサイズは大きくないことから、メタデータ及びコンテンツデータ自体は、一般的に、データ消失防止のために分散ストレージである IPFS を利用するなどして、ブロックチェーンの外側(オフチェーン)で管理されることとなる。

このような NFT の構造からすると、ブロックチェーン上の NFT 単体では財産的な価値はなく、デジタルコンテンツに NFT が紐づいて初めて財産的な価値が生じるものと考えられ、また、NFT の取引といった場合には、一般に、NFT、メタデータ、NFT が紐づいたデジタルコンテンツの全てが一体として取引対象になるものと考えられる。

## (2) NFT の法律関係

### イ NFT の発行

NFT の発行とは、イーサリアム・ブロックチェーン上の NFT であれば ERC-721 などといったように、発行するブロックチェーンの規格に準拠してトークンを作成する行為である。

### ロ NFT の取引

NFT の取引は、NFT の発行者と購入者など当事者同士が直接行うことも可能であるが、NFT マーケットプレイスを介して行うことが一般的である。そして、NFT マーケットプレイスごとに利用規約等が定められており、取引の当事者はそれぞれの利用規約等に基づいて取引を行うことになる。

### ハ NFT の保有・移転と所有権

NFT の構造からすると、物理的には、NFT の保有とは、ブロックチェ

ーン上で発行される特定のトークンに特定の者の保有者アドレスが記録されることであり、また、NFT の移転とは、例えば保有者アドレスが A から B に移転することをいうと考えられる。なお、NFT の保有に関しては、「NFT の所有」など、あたかも NFT が所有権の客体となるような説明がなされることがある。

しかしながら、NFT は、ビットコインなどの暗号資産と同様に、ブロックチェーン上のトークンとして発行されたデータとして存在するに過ぎず、有体性を欠くため民法上の「物」には該当しない。したがって、NFT について所有権は観念できないと考えられている。

そして、データに関する所有権の考え方は、ブロックチェーンの外側で管理されるメタデータ及びコンテンツデータ自体についても同様であり、有体物でない以上、所有権は観念できないこととなる。

一方、現物資産と紐づく NFT の場合、紐づく現物資産自体は有体物であり所有権の客体となり得るが、このような NFT を保有するからといって、当然に、当該現物資産の所有権を有するわけではなく、通常の場合は、ブロックチェーンの外側で「NFT の保有者は、当該 NFT に紐づく現物資産の所有権を有する。」などと、NFT に紐づく現物資産の権利関係の取り決めを行っているものと思われる。

## 二 NFT の保有と著作権

NFT は所有権の対象にならないため、NFT の保有者に、直ちに何らかの権利や法的地位が付与されることにはならないが、NFT に紐づく財産が著作権法に定める「著作物」に該当すれば、有形・無形を問わず著作権の対象となるため、NFT の保有に、「著作権等の法律上の権利の保有」としての意味を持たせようとすることは考えられる。NFT の取引においては、NFT の発行者を含めた関係当事者間の契約や取り決め次第では、NFT の移転（譲渡）により、著作権の譲渡やコンテンツの利用許諾等の付与も可能となる。

しかしながら、コンテンツの利用方法は、著作権法上の法定利用行為

に限られないため、NFT の保有の実質的な内容については、法律上当然に導かれるわけではなく、NFT の発行者あるいはプラットフォームが別途定める利用許諾条件によって規定しているのが実情であり、通常、このような利用許諾条件はブロックチェーンの外側で定められている。したがって、NFT の保有が当然に著作権を有することにはならないが、NFT の保有とは、「コンテンツを一定の方法で利用できる契約上の地位の保有」と捉えることができ、このことをコンテンツの権利者（著作権者等）の側から見ると、NFT の保有は、「コンテンツの権利者から NFT の保有者に対するコンテンツの利用許諾」と捉えることもできる。

#### ホ NFT と金融規制

NFT と紐づくものがデジタルアートやデジタルトレーディングカード、ゲームキャラクターなどのデジタルコンテンツであれば、一般的には、暗号資産、前払式支払手段、為替取引、ポイント又は有価証券には該当せず、資金決済に関する法律（以下「資金決済法」という。）や金融商品取引法による金融規制の対象にはならないものとする。なお、NFT の利用領域が広がっており、NFT が様々なデジタルコンテンツと紐づいているところ、仮に、滞納者が保有する NFT 財産が暗号資産、前払式支払手段、為替取引、ポイント又は有価証券に該当するとしても、資金決済法や金融商品取引法は、暗号資産取引、為替取引、証券取引などを業とする者や前払式支払手段の発行者を規制する法律であることから、国が当該 NFT 財産の差押えや公売など滞納処分を行う場面においては、基本的に金融規制の影響はないものとする。

#### (3) 暗号資産に対する差押え等

滞納者（債務者）が、暗号資産交換業者を介して暗号資産を保有している場合（秘密鍵は交換業者が管理）は、滞納処分、民事執行ともに、交換業者を第三債務者として、暗号資産の返還請求権の差押えが行われているところである。一方、暗号資産そのものについては、国税徴収法、民事執行法又は組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の各現行

法においては、差押えが困難又は没収が不可能な状況となっており、関係法令を含めて実効性のある法整備が必要となっている。

#### (4) NFT に関する国内の検討状況等

##### イ Web3.0 研究会における検討状況

デジタル庁において、令和 4 年 12 月に「Web3.0 研究会報告書」が公表されており、同報告書で、NFT について、「NFT そのものの性質が多様であり、法令等における位置付けや様々な課題への対応は個別具体的に検討する必要がある。これについても、国際的な議論の動向を踏まえつつ、事業者・業界団体のガイドライン策定等への支援を含めた適切な対応が必要と考えられる。」などと報告されている。

##### ロ web3 ホワイトペーパーにおける提言

令和 5 年 4 月、自由民主党デジタル社会推進本部 web3 プロジェクトチームは、「web3 ホワイトペーパー～誰もがデジタル資産を利活用する時代へ～(案)」を取りまとめて公開し、翌月 9 日、同ホワイトペーパーを内閣総理大臣に申し入れている。その中で様々な提言がなされているが、そのうち、「web3 のさらなる発展を見据え議論を開始・深化すべき論点」のひとつとして、「デジタル資産取引の私法上の取扱いの明確化」について、「わが国が web3 政策を推進し、世界をリードしていくためには、デジタル資産に対する規制法を整備するだけでなく、国際的な潮流を踏まえつつ、関係省庁が連携し、デジタル資産の性質・内容やデジタル技術的観点に即して、その移転の効力等に関する私法上の課題の把握・整理を進めることが重要である。具体的には、関係する研究や議論を奨励し、デジタル資産の移転の効力等に関する私法上の取扱いの明確化に向けた国際的な動向をフォローし、日本におけるルールとの違いや、民間における技術革新や契約実務の積み重ねの状況を踏まえ、デジタル資産の取引において法的不確実性を生じさせている課題を整理していくことが考えられる。」と提言されている。



### (5) NFT に関する海外の法規制の動向

米国では、NFT は、暗号資産と同様に、デジタル資産の一部を構成すると考えられているところ、NFT を他のデジタル資産と区別して単独で規制する法令は、現時点では制定されていない。

英国では、現時点で、NFT に特化した法規制は存在せず、暗号資産の一種として認識されており、暗号資産を電子マネー・トークン、セキュリティ・トークン、規制対象外トークンの 3 種類に分類しているところ、ほとんどの NFT は規制対象外トークンに分類されると考えられている。

ドイツでは、現在、NFT に特化した法規制は存在せず、暗号資産に適用される銀行法、投資会社法、電子証券法等の既存の規制がどこまで適用されるかについて、議論のあるところである。

フランスでは、現在、NFT に特化した法規制は存在しないものの、暗号資産・暗号通貨を含む「デジタル資産」については、フランスの「企業の成長とビジネス変革のための行動計画」及び金融法によって規制されている。

### (6) 個別ケースにおける NFT に対する滞納処分上の問題点等の抽出及びその対応策等の検討

個別ケースにおける NFT に対する滞納処分上の問題点等の抽出及びその対応策等の検討に当たり、NFT 財産がデジタルコンテンツか現物資産かによって、具体的にはデジタルアートと現物の絵画を例にして検討する。

#### イ NFT 財産がデジタルアートの場合

滞納者自らが管理して NFT 財産（デジタルアート）を保有する場合、現行の国税徴収法では、一般的に、差押えの対象となる財産の要件は具備しているものと認められ、その区分は、暗号資産と同様に、「第三債務者等がない無体財産権等」に該当することになる。このため、法律的に差押えは可能であり、その手続は滞納者に差押書を送達して行うことになる。この場合、前記（1）ハで記述したとおり、NFT 単体では財産的な価値はないものと考えられるため、①NFT、②デジタルアートに係る

メタデータ及び③デジタルアート自体を一体（以下「NFT アート」という。）として差し押さえる必要があるものとする。

しかしながら、前記の差押手続を行ったとしても、暗号資産の場合と同様に、滞納者は当該 NFT の保有者アドレスを自由に変更でき、これにより当該デジタルアートを第三者に移転させることができる状況にあり、差押えの実効性が伴わないなどの問題がある。NFT アートの差押えの実効性を担保するため、差押えに当たっては、滞納者が当該 NFT を第三者に移転できないような措置が必要になるものとする。

また、取引の安全性の観点から、当該 NFT アートの差押えを行う場合には、不動産の差押え時における第三者対抗要件としての差押登記のように、NFT 上に差押えの表示を行うなどの措置も必要になるものとする。

さらに、NFT アートがデータであることからすると、ブロックチェーンの外側で管理されるメタデータ及びデジタルアートについては、一般的に、IPFS を利用するなどしてデータ消失防止の措置が講じられているものの、データ消失の可能性は否定できないことから、安全性を確保した上で、これらのデータを差押債権者（国）の管理下に移動させるなど、さらなるデータ消失防止の措置も必要になるものとする。

#### ロ NFT 財産が現物の絵画の場合

滞納者が NFT に紐づく現物の絵画（以下「NFT 絵画」という。）を保有する場合、一般的に、当該 NFT 絵画は滞納者に帰属するものと考えられるため、「動産」として差し押さえることになるが、当該 NFT が当該絵画の所有権を証明するようなものであれば、当該 NFT に対しても何らかの措置が必要になるのではないかと考える。仮に、差し押さえた NFT 絵画を公売する場合には、買受人への当該絵画の引渡しに併せて、後記ニと同様に、職権で NFT の保有者アドレスについても買受人に変更する必要があるものとする。

このため、NFT 絵画の差押えに当たっては、徴収職員による当該絵画

の占有に併せて、債権差押え時における債権証書の取上げと実質的に同様の措置、例えば NFT のインデックスデータ上に差押えの表示を行うなどの措置を講じた上で、公売時に職権で NFT の保有者アドレスを買受人に変更することができるような措置も必要になるものと考える。

#### ハ NFT アートを NFT マーケットプレイスに出品している場合

滞納者が NFT アートを NFT マーケットプレイスに出品している場合には、暗号資産の場合と同様に、当該マーケットプレイスを第三債務者として、NFT アートの返還請求権を差し押さえることは可能であると考えるが、暗号資産の場合とは異なり、返還を受けた NFT アートについて、前記イの対応や措置が必要になるものと考える。

#### ニ NFT アート等の換価

NFT アートや NFT 絵画の換価は、原則として公売によることになるが、NFT の移転は、NFT の保有者アドレスが移転することであることから、NFT アートや NFT 絵画を換価した場合にも、職権で NFT の保有者アドレスを買受人に変更する必要があるものと考える。

#### ホ NFT 発行者（著作権者）が滞納した場合

##### (イ) NFT 財産の差押え

NFT アートの作者（発行者）が滞納者で、その作者が当該 NFT アートを流通させずに保有している場合は、前記イと同様である。

##### (ロ) 著作権の差押え

NFT アートの作者が滞納者で、その作者に著作権を残したまま NFT アートが流通している場合は、法律的に当該 NFT アートの著作権を「第三債務者等がない無体財産権等」として差し押さえることは可能である。ただし、著作権の移転や処分の制限などについては、文化庁長官が管掌する著作権登録原簿に著作権の登録をしなければ、第三者に対抗することができないとされている。

##### (ハ) 転売時のロイヤリティの差押え

NFT アートの作者が滞納者で、その作者が、転売（二次流通）時の

ロイヤリティを得られるように設計して NFT を発行している場合において、当該ロイヤリティについては、購入者を第三債務者として、その支払請求権（債権）を差し押さえることになるが、現行の国税徴収法では、転売の都度、差押えを行う必要がある。このため、転売時のロイヤリティについて、将来の継続債権として差押えができるような措置、例えば NFT 上で当該ロイヤリティの継続的な差押えができるような措置が必要であると考ええる。

へ NFT 発行者が日本国内に営業所等を有しない外国法人や日本に居住しない者の場合

滞納者が、日本国内に営業所等を有しない外国法人や日本に居住しない者（以下「外国法人等」という。）が発行した NFT アートを保有している場合で、当該 NFT が、NFT の保有者に当該 NFT アートの二次的利用権を付与するものである場合、当該 NFT アートの二次的利用権については、国外財産となる。このため、NFT アートの発行者が外国法人等の場合には、当該 NFT アートの二次的利用権（著作権）の差押えはできないものと考ええる。

我が国で差押えができない場合には、徴収共助等の要請を検討することになる。

### 3 最後に

前記 2（6）において、NFT アートと NFT 絵画に対する滞納処分を例にして、個別ケースにおける滞納処分上の問題点等の抽出及びその対応策等の検討を行ったが、対応策等の多くはデータ関係のデジタル技術的な措置が必要であり、国税徴収法は手続法であることから、いずれも国税徴収法の改正が必要になるものと考ええる。なお、前記 2（4）ロの「web3 ホワイトペーパー」で提言されている、NFT や暗号資産などの「デジタル資産取引の私法上の取扱いの明確化」のためには、「国際的な潮流を踏まえつつ、関係省庁が連携し、デジタル資産の性質・内容やデジタル技術的観点に即して、その移転

の効力等に関する私法上の課題の把握・整理を進めることが重要である。」とされている。これに伴って、民法や民事執行法などの民事法令の改正もなされるものと想定されることから、国税徴収法の改正に当たっては、これらの関係法令の改正に向けた議論や検討の内容を注視するとともに、これらの関係法令の改正と併行して行っていく必要があるものとする。

一方、滞納整理の実務においては、滞納者が NFT 財産を保有している、あるいは、利用していることを把握した場合には、財産調査の一環として、当該 NFT 財産の種類や内容、当該 NFT が表す権利の内容などを調査して、情報を蓄積していく必要があるものとする。その際、滞納者が継続的あるいは高額な NFT 財産の取引を行っていることや、大量の NFT 財産を保有していることなどを把握した場合には、速やかに課税部門に対して情報提供を行う必要があるものとする。

目 次

はじめに	305
1 研究の目的（問題の所在）	305
2 本稿の構成	306
第 1 章 NFT の概要	307
1 NFT とは	307
2 ブロックチェーン技術とは	308
3 NFT の特徴	309
4 NFT の構造	310
5 NFT の市場規模	312
6 NFT の利用領域	312
7 NFT マーケットプレイス	314
第 2 章 NFT の法律関係	316
第 1 節 NFT の法的性質	316
1 NFT の発行	316
2 NFT の取引	317
3 NFT の保有・移転と所有権	319
4 NFT の保有と著作権	320
第 2 節 NFT と金融規制	324
1 NFT と金融規制法上の分類	324
2 暗号資産	326
3 前払式支払手段	328
4 為替取引	332
5 ポイント	334
6 有価証券	335
7 小括	338
第 3 章 暗号資産に対する差押え等	339

1	滞納処分による差押え	339
2	民事執行による差押え	340
3	組織犯罪処罰法による没収	341
4	韓国国税庁による仮想通貨の強制徴収	342
5	小括	343
第 4 章 NFT に対する滞納処分上の問題点等の抽出及びその対応策等の		
	検討	344
第 1 節 現行の国税徴収法の手続		
1	滞納処分の意義	344
2	財産の差押え	345
3	財産の換価	349
4	徴収共助	352
第 2 節 NFT に関する国内の検討状況等		
1	Web3.0 研究会における検討状況	356
2	web3 ホワイトペーパーにおける提言	357
第 3 節 NFT に関する海外の法規制の動向		
1	米国	358
2	英国	359
3	ドイツ	360
4	フランス	361
第 4 節 個別ケースの検討		
1	NFT 財産がデジタルアートの場合	362
2	NFT 財産が現物の絵画の場合	365
3	NFT アートを NFT マーケットプレイスに出品している場合	366
4	NFT アート等の換価	367
5	NFT マーケットプレイス運営会社に対する売却命令等	367
6	NFT 発行者（著作権者）が滞納した場合	369

7 NFT 発行者が日本国内に営業所等を有しない外国法人や日本に 居住しない者の場合	370
8 NFT マーケットプレイス運営会社が外国法人の場合	371
第 5 節 小括	372
結びに代えて	373



## はじめに

### 1 研究の目的（問題の所在）

近年、海外のオークションで NFT アートが高額取引されたニュースが大きく報道されている。また、令和 4 年 6 月に内閣府から発表された「経済財政運営と改革の基本方針 2022」(骨太方針 2022)<sup>(1)</sup>に、ブロックチェーン技術を基盤とする NFT の利用等の Web3.0<sup>(2)</sup>の推進に向けた環境整備の検討を進めることが盛り込まれ、さらに、第 210 回国会（同年 10 月 3 日召集）における内閣総理大臣の所信表明演説で、NFT を活用した Web3.0 サービスの利用拡大に向けた取組を進めることが盛り込まれるなど、NFT について非常に高い関心が寄せられている。

この NFT とは、ノン・ファンジブル・トークン (Non-Fungible Token (非代替性トークン)) の略で、「偽造・改ざん不能のデジタルデータ」であり、ブロックチェーン上で、デジタルデータに唯一の性質を付与して真贋性を担保する機能や、取引履歴を追跡できる機能を持つものとされている。

今後、滞納者が NFT に紐づく<sup>(3)</sup>財産（以下 NFT と NFT に紐づく財産を合わせて「NFT 財産」という。）を保有することが想定されるところ、NFT 財産についても滞納者の財産として適時・的確に滞納処分を執行していかなければ、内国税の適正かつ公平な徴収を実現することが困難となるものと考える。しかしながら、現行の国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）におい

- 
- (1) 内閣府ホームページ「令和 4 年第 8 回経済財政諮問会議」（令和 4 年 6 月 7 日開催）資料 4-1 「経済財政運営と改革の基本方針 2022 新しい資本主義へ～課題解決～成長のエンジンに変え、持続可能な経済を実現～」17 頁  
([https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2022/0607/shiryo\\_04-1.pdf](https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2022/0607/shiryo_04-1.pdf))  
(令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧)。
  - (2) 前掲注(1)の中で、Web3.0 は、「次世代インターネットとして注目される概念。巨大なプラットフォームの支配を脱し、分散化されて個と個がつながった世界。電子メールとウェブサイトを中心とした Web1.0、スマートフォンと SNS に特徴付けられる Web2.0 に続くもの。」と説明されている。
  - (3) 「表章する」、「表章させる」等の表現が用いられることも多いが、本稿においては、原則として、「紐づく」、「紐づける」等の表現を用いることとする。

て、NFT 財産について差押えや公売など一連の滞納処分の執行手続は明確でないことから、税制改正等による対応が必要となることも想定される。

このため、NFT の概要や法的性質などを把握するとともに、NFT 財産の購入は暗号資産による決済が一般的であり、また、暗号資産は NFT と同じブロックチェーン技術を用いていることから、暗号資産に対する差押え等の状況を確認することにする。その上で、これらを踏まえて、NFT 財産について、滞納処分の執行可能性や、滞納処分に当たって問題等がある場合には当該問題点等を抽出した上で、その対応策等を検討・整理しておく必要がある。

## 2 本稿の構成

本稿では、第 1 章において、NFT とは何か、NFT で用いられているブロックチェーン技術とは何か、また、NFT の特徴、構造、市場規模、利用領域のほか NFT の取引所である NFT マーケットプレイスなど、NFT の概要について記述することにする。

第 2 章では、NFT の法的性質、NFT と金融規制など、NFT の法律関係について記述することにする。

第 3 章では、NFT 財産に対する差押え等の検討に当たって、同じブロックチェーン技術を使っている暗号資産に関して、滞納処分や民事執行などにおける現状の差押え等の取扱いや方向性について記述することにする。

第 4 章では、第 3 章までの検討等を踏まえ、現行の国税徴収法の手続、NFT に関する国内の検討状況等、NFT に関する海外の法規制の動向を確認した上で、個別ケースについて NFT に対する滞納処分上の問題点等の抽出及びその対応策等について検討することにする。

## 第 1 章 NFT の概要

本章では、NFT とは何か、NFT で用いられているブロックチェーン技術とは何か、また、NFT の特徴、構造、市場規模、利用領域のほか、NFT の取引所である NFT マーケットプレイスなど、NFT の概要について記述する。

### 1 NFT とは

NFT とは、一般に、ブロックチェーン技術を用いてそのブロックチェーン上で発行されるトークン（証券のようなもの）のうち、トークン自体に固有の値や属性を持たせた代替性のないトークンをいう<sup>(4)</sup>。これに対して、ビットコイン（BTC）やイーサリアム（ETH）などの暗号資産は、同じくブロックチェーン技術を用いて発行されるトークンであるが、通貨単位ごとに同等の価値を持っており、例えば A と B がそれぞれ持つ 1 BTC を入れ替えたとしても、互いの資産価値に差は生じないことから、ファンジブル・トークン（Fungible Token。以下「FT」という。）と呼ばれている<sup>(5)</sup>。

ブロックチェーン上で発行されるトークンは、通常、ひとつひとつに個性がなく、同じトークンが多数存在しているが、NFT は、ひとつひとつのトークンが固有の値を持ち、他のトークンと区別できるという特徴を有している。この性質を利用して、本来は容易にコピーできるデジタルコンテンツを NFT に紐づけることにより、デジタルコンテンツに希少性を持たせ、ブロックチェーン上で取引可能なものにする事ができるとされている<sup>(6)</sup>。

- 
- (4) 河合健ほか「デジタルマネー・デジタルアセットの法的整理（第 3 回）各論 2『ノン・ファンジブル・トークン及びセキュリティトークンに係る法規制』NBL1161 号 78 頁（2020）、長瀬威志ほか「NFT と法律関係 第 1 回 NFT の仕組みと私法上の整理」NBL1202 号 61 頁（2021）、天羽健介＝増田雅史編著『NFT の教科書』181 頁〔増田雅史＝古市啓〕（朝日新聞出版、2021）。
- (5) 天羽＝増田・前掲注(4)14-15 頁〔天羽健介〕、増田雅史監修『NFT ビジネス見るだけノート』12-13 頁（宝島社、2022）。
- (6) 河合ほか・前掲注(4)78 頁、天羽＝増田・前掲注(4)181 頁〔増田＝古市〕。

## 2 ブロックチェーン技術とは

NFT や FT で用いられているブロックチェーン技術とは、情報通信ネットワーク上にある端末同士を直接接続して、暗号技術を用いて取引記録を分散的に処理・記録するデータベースの一種であり、元々は「ビットコイン」等の暗号資産に用いられている基盤技術である<sup>(7)</sup>。ブロック単位にまとめた正しい記録をチェーン（鎖）状につないで蓄積していくことから、その名が付けられている<sup>(8)</sup>。一般社団法人日本ブロックチェーン協会は、広義のブロックチェーンを「電子署名とハッシュポインタを使用し改竄検出が容易なデータ構造を持ち、且つ、当該データをネットワーク上に分散する多数のノードに保持させることで、高可用性及びデータ同一性等を実現する技術」と定義している<sup>(9)</sup>。

このブロックチェーン技術を活用したデータベースは、従来型である中央管理型のデータベースに比べて、①可用性、②完全性、③取引の低コスト化の3点で優れているといわれている。①可用性とは、分散管理・処理を行うことでネットワークの一部に不具合が生じてもシステムを維持することができること、②完全性とは、取引データが連鎖して保存されているため、過去の記録と整合的な改ざんはほぼ不可能であり、また、データの改ざんをリアルタイムで監視可能であること、③取引の低コスト化とは、従来のデータベースでは取引において必要であった仲介役が不要になることである<sup>(10)</sup>。

- 
- (7) 総務省ホームページ「令和2年版情報通信白書」（令和2年8月）278頁  
(<https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r02/pdf/n3400000.pdf>)  
(令和5年6月20日最終閲覧)。
- (8) 増田・前掲注(5)40頁。
- (9) 一般社団法人日本ブロックチェーン協会ホームページ「Definition『ブロックチェーンの定義2』」(<https://jba-web.jp/aboutus>) (令和5年6月20日最終閲覧)。なお、ハッシュポインタとは、ハッシュ値を使って隣同士のデータを連結するポインタ（変数）のこと、ハッシュ値とは、元になるデータから一定の計算手順により求められた固定長の値のことで、ハッシュ値を求めるための計算手順のことをハッシュ関数という。また、ノード（node）とは、節点、交点などの意味を持つ英単語で、通信ネットワークでは、コンピュータや通信機器など、通信の主体となる個々の機器のことをいう。
- (10) 総務省ホームページ・前掲注(7)278頁。

### 3 NFT の特徴

NFT の特徴としては、ブロックチェーンの特徴である完全性のほか、①唯一性、②取引可能性、③相互運用性、④プログラマビリティなどが挙げられる<sup>(11)</sup>。

まず、①唯一性とは、前述のとおり、NFT はトークン自体に固有の値や属性を持つことから、容易に複製が可能なデジタルデータに対して、ブロックチェーン上で NFT が紐づくことにより、他のデジタルデータと識別が可能となり、唯一無二の価値が生じることである。

次に、②取引可能性とは、NFT の売買はブロックチェーン技術によって担保されたインターネット上で行われるため信頼性が高く、また、データという性質上、実在の物とは異なって簡単に移転・取引が可能となることである。

次に、③相互運用性とは、現状、様々な NFT の取引が行われているところ、共通の規格で発行された NFT、例えばイーサリアムの規格であれば ERC-721<sup>(12)</sup>で発行された NFT に対応してさえいけば、複数のウォレット<sup>(13)</sup>やマーケットプレイスなどを横断して運用が可能となることである。

最後に、④プログラマビリティとは、スマートコントラクト（ブロックチェーン上で契約を自動的に実行できる仕組み）を利用して、取引数量の制限や、二次流通時に発行者に売上の一部が自動的に支払われるロイヤリティ機

---

(11) 増田・前掲注(5)28-29 頁、消費者庁ホームページ「第 45 回インターネット消費者取引連絡会（議題：NFT）『資料 1 NFT の動向整理』」（2022 年 6 月 23 日）3 頁（[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_policy/meeting\\_materials/assets/internet\\_committee\\_220715\\_02.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/meeting_materials/assets/internet_committee_220715_02.pdf)）（令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧）。

(12) ERC は、Ethereum Request for Comments の略で、イーサリアムでの技術提案の文章になり、番号は、提案されたものから順につけられている。ERC-721 は、NFT に関する規格であり、唯一のトークンであることを示す ID や、保有者が誰であるかを示すアドレスなどの情報の取扱いについて決められている。また、ERC-20 は、トークンの転送、トークン情報の取得といったことが決められていて、イーサリアムを送金したり、受け取ったりするための規格で、暗号資産を使った価値のやりとりの方法が決められている（足立明徳『だれにでもわかる NFT の解説書』102 頁（ライブ・パブリッシング、2021））。

(13) ウォレットとは、英語で財布や札入れという意味の語であり、IT 用語としては、資産を保管しておく仮想的・概念的な場所という意味で用いられる。

能<sup>(14)</sup>などに関するルールをプログラムの形であらかじめ決めることにより、自動的に実行が可能となることである。

#### 4 NFT の構造

NFT を発行できる代表的なブロックチェーンにイーサリアムがあるが、イーサリアムのトークン規格である ERC-721 に基づき発行された NFT の構造は図 1 のとおりであり、①トークン ID、②保有者アドレス、③トークン URI (Uniform Resource Identifier)<sup>(15)</sup>等の情報がブロックチェーン上に記録される。この①トークン ID において、当該トークンが一意になるような固有の値が記録されることにより、その唯一性 (代替不可能性) が保証されるという仕組みになっている。また、③トークン URI とは、NFT に紐づけるコンテンツの情報 (メタデータ) の場所を示す属性であり、メタデータとしてはコンテンツの名称、説明、データの URL (Uniform Resource Locator)<sup>(15)</sup>等を記録することができる。NFT としてブロックチェーンに記録された③トークン URI が、メタデータの場所を示し、メタデータ中のコンテンツデータの URL がコンテンツデータの場所を示すことで、コンテンツデータが当該 NFT に紐づけられるという仕組みになっている。なお、ブロックチェーンに記録可能なデータサイズは大きくないことから、メタデータ及びコンテンツデータ自体は、一般的に、データ消失防止のために分散ストレージである IPFS<sup>(16)</sup>を利用するなどして、ブロックチェーンの外側 (オフチェ

---

(14) 現状において、ロイヤリティに関するスマートコントラクトについては、NFT に一般的に用いられる ERC-721 などの規格上で定義されているわけではなく、その仕組みはプラットフォームで用いられる取引用のスマートコントラクトにより実現されているのが通常であるため、利益還元の対象となる取引は、同一のプラットフォーム上で行われたものに限定されてしまうことになる (天羽=増田・前掲注(4)198-199 頁 [増田=古市])。

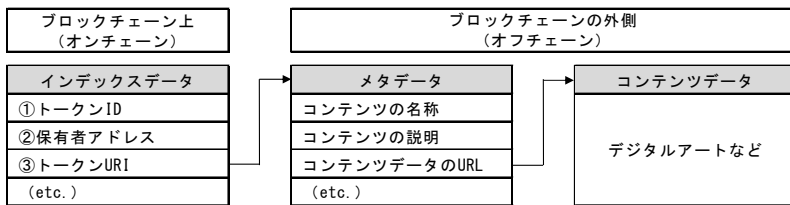
(15) URI (Uniform Resource Identifier) は、URL (Uniform Resource Locator) 及び URN (Uniform Resource Name) の総称であり、URL はインターネット上に存在するファイル等の場所 (いわゆる Web 上の住所) を示すものであり、URN はインターネット上に存在するファイル等の名前を示すものである。

(16) IPFS (InterPlanetary File System) は、Protocol Labs が開発・提唱する P2P (Peer

ーン) で管理されることとなる<sup>(17)</sup>。ただし、コンテンツデータ等が IPFS で管理されるものの、誰でも当該コンテンツデータにアクセスし、データの複製が可能であることから、デジタルコンテンツを NFT に紐づけるといっても、ブロックチェーンの外側 (オフチェーン) で管理されるデジタルコンテンツの複製自体を防げるわけではない<sup>(18)</sup>。

このような NFT の構造からすると、ブロックチェーン上の NFT 単体では財産的な価値はなく、デジタルコンテンツに NFT が紐づいて初めて財産的な価値が生じるものと考えられ、また、NFT の取引といった場合には、一般に、NFT、メタデータ及び NFT が紐づいたデジタルコンテンツの全てが一体として取引対象になるものと考えられる。

図 1 NFT の構造 (ERC-721 の場合)



(出典) 手代木啓「【著作権法】 NFT の仕組みと NFT 取引に関する法的問題」大江橋ニュースレター 51 号 22 頁 (2022)、株式会社日本総合研究所先端技術ラボ (金子雄介)

「NFT (Non-Fungible Token) に関する動向」(2021 年 6 月 10 日) 6 頁を参考に筆者作成。

to Peer) 型の分散型ファイルシステムであり、特定のサーバに依存せずにコンテンツを保持することができる点に特徴があるとされている (天羽=増田・前掲注(4)202 頁 [増田=古市])。

(17) 手代木啓「【著作権法】 NFT の仕組みと NFT 取引に関する法的問題」大江橋ニュースレター 51 号 22 頁 (2022) ([https://www.ohebash.com/jp/newsletter/No51\\_NEWSLETTER.pdf](https://www.ohebash.com/jp/newsletter/No51_NEWSLETTER.pdf)) (令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧)、株式会社日本総合研究所先端技術ラボ (金子雄介)「NFT (Non-Fungible Token) に関する動向」(2021 年 6 月 10 日) 6 頁 (<https://www.jri.co.jp/file/column/opinion/pdf/12710.pdf>) (令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧)、長瀬ほか・前掲注(4)63 頁。

(18) 長瀬ほか・前掲注(4)64 頁。

## 5 NFT の市場規模

NFT の市場規模は、2018 年に約 4,096 万ドル、2019 年に約 1 億 4,155 万ドルであったものが、2020 年には約 3 億 3,803 万ドルに達するなど、急速に拡大している<sup>(19)</sup>。

このように、NFT の市場は目覚ましい急成長を遂げているが、その盛況を支える要因としては、大きく分けて次の 3 点が挙げられている。

- ① NFT に先立ち、ビットコインなどの暗号資産が投資家を中心に世間へ広まったこと。
- ② 実際に NFT を取引するためのマーケットプレイスの整備が進んだこと。
- ③ NBA やサッカーといった巨大 IP コンテンツや著名人が参入したことで、より広範なユーザー層が NFT に触れるようになったこと。

これらの要因がコンテンツや権利の流通革命を起こし、その結果、NFT の市場も一気に拡大したとされる<sup>(20)</sup>。

なお、令和 4 年 11 月の新聞報道によれば、NFT については、規制強化の観測から投機マネーが流出し、その価格が急落しているものの、市場では有望な投資先として期待を寄せる声も少なくないとされる。

## 6 NFT の利用領域

NFT が注目されるようになったきっかけのひとつとして、カナダのゲームアプリ会社が開発した世界初のブロックチェーンゲームが 2017 年 11 月末にリリースされたことにあるとされている。このゲームは、架空の猫のキャラクターを売買・交配してコレクションするという、内容としては非常にシンプルなものであったが、ブロックチェーン技術を用いてキャラクターを NFT 化し、それぞれのキャラクターに唯一無二の個性を与えることにより、

---

(19) <https://nonfungible.com/news/corporate/nft-yearly-report-2020> (令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧)。

(20) 増田・前掲注(5)14-15 頁。



プレイヤーが保有するキャラクターに特別な価値を見出し、プレイヤー同士でイーサリアムによる売買やレンタルを駆使して様々な種類の猫を集め、交配を繰り返すことで、より珍しい個性を持った猫を手に入れようとするというものである。このゲームで取引は過熱するようになり、さらに NFT の資産価値に目をつけた投資家が参加するようになった結果、一部の猫は 1,000 万円以上の値段がつくようになった。このゲームを取り巻く熱狂によって、NFT の存在が世間に広まり、その価値を認める人が増えたことで、NFT ビジネスは徐々に盛り上がりを見せていくようになったといわれている<sup>(21)</sup>。

このように、NFT は、ゲームの分野で利用が始まり、ゲームのキャラクターやアイテムを他のゲームでも使用したり、プレイヤー同士で交換可能にしたりすることを動機としていた。その後、デジタルコンテンツ全般へと利用領域が広がり、さらに、IoT (Internet of Things) 機器を用いた実際の物品との紐づけも行われるようになってきている。特に、コレクションアイテムの NFT 化によって、NFT 購入者層が拡大している。NFT の利用領域、トークン化対象等の一覧は表 1 のとおりである<sup>(22)</sup>。

---

(21) 増田・前掲注(5)18-19 頁、天羽=増田・前掲注(4)17 頁 [天羽]。

(22) 株式会社日本総合研究所先端技術ラボ (金子)・前掲注(17)7 頁。

表 1 NFT の利用領域、トークン化等の一覧

領域	トークン化対象	トークン化の狙い
ゲーム	ゲームキャラクターやゲーム内アイテム	ゲームの体験価値を高める、キャラクターやアイテムの資産化（他のゲームへの転用も展望）
收藏品（コレクションアイテム）	デジタルコンテンツや物理的マテリアル（トレーディングカードなど）	鑑定書の役割（正本証明）
芸術作品	画像、映像、音声など	作品の頒布権を守る
コンテンツ・メディア	一般にアクセス可能なデジタルコンテンツ	1点モノのプレミア感の演出（著者サイン本のようなもの）
仮想空間	仮想空間（メタバース）内の土地や権利、ドメイン名	仮想空間内の各種権利を確定
実際の物品との紐づけ	1点モノの権利証など	特定の権利を確認可能にする

（出典）株式会社日本総合研究所先端技術ラボ（金子雄介）「NFT(Non-Fungible Token)に関する動向」（2021年6月10日）7頁。

## 7 NFT マーケットプレイス

NFT マーケットプレイスは、アーティストなどのクリエイターが制作した NFT を販売（一次流通）したり、利用者同士がそれぞれ保持している NFT を暗号資産によって売買（二次流通）したりできる NFT の売買プラットフォームを指すものである。NFT マーケットプレイスでは、①NFT を制作・発行、②制作した NFT を販売、③販売されている NFT を購入、④購入した NFT を販売という大きく分けて4つの行為ができるとされている。NFT 関連サービスが増加するとともに、NFT を取引できるマーケットプレイスも急増しているが、各マーケットプレイスは、特徴や仕組みも様々で、取引できる NFT の種類なども異なっている。主なマーケットプレイスとしては、最も利用されている OpenSea<sup>(23)</sup>や、アート系を中心に扱っている Rarible<sup>(24)</sup>の

(23) <https://opensea.io/ja>（令和5年6月20日最終閲覧）。OpenSea（オープンシー）は、世界で最も利用されている NFT マーケットプレイスである。アート、スポーツ、ゲームなど様々なジャンルの NFT を扱っており、ユーザーが自由に NFT を発行できる機能も搭載されているため、間口の広いサービスとなっている（天羽＝増田・前掲注(4)32頁〔中島裕貴〕、増田・前掲注(5)79頁）。

(24) <https://rarible.com/>（令和5年6月20日最終閲覧）。Rarible（ラリブル）は、アート系 NFT を中心に取り扱っているマーケットプレイスである。NFT の発行機能も搭

ほか、nanakusa（現：SBINFT Market）<sup>(25)</sup>、Coincheck NFT<sup>(26)</sup>などが挙げられる<sup>(27)</sup>。

---

載されており、自身のデジタルアート NFT を出品することも可能である。また、Rarible は RARI という独自の暗号資産も発行しており、インセンティブとしてユーザーに配布するなど、暗号資産と NFT を絡めた取組を実施している（天羽＝増田・前掲注(4)32 頁〔中島〕、増田・前掲注(5)79 頁）。

- (25) <https://sbinft.market/>（令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧）。nanakusa（ナナクサ）は、日本初のクリプトアーティスト登録制の NFT マーケットプレイスである。クリエイターは、審査を通過したアーティストやパートナー事業者のみに限定しており、質の高い NFT アートを購入することができ、日本円でのクレジットカード決済にも対応している。2022 年 3 月に、マーケットプレイスが nanakusa から SBINFT Market に変更している（天羽＝増田・前掲注(4)34-35 頁〔中島〕、増田・前掲注(5)79 頁）。
- (26) <https://coincheck.com/nft>（令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧）。Coincheck NFT（B 版）は、暗号資産取引所の Coincheck（コインチェック）の中に併設された日本で初めてのマーケットプレイスであり、ゲームやスポーツ、メタバースなど様々なジャンルの NFT を取り扱っている。Coincheck の口座に預けている暗号資産をそのまま決済として利用することができ、また、NFT の出品や購入に手数料がかからないため、初心者でも取引しやすい設計になっている（天羽＝増田・前掲注(4)35 頁〔中島〕、増田・前掲注(5)79 頁）。
- (27) 増田・前掲注(5)78-79 頁、天羽＝増田・前掲注(4)31-35 頁〔中島〕。

## 第 2 章 NFT の法律関係

租税法の規定は民法（明治 29 年法律第 89 号）や会社法（平成 17 年法律第 86 号）を中心とする私的取引法を前提とし、それに基づきをおいている場合が多く<sup>(28)</sup>、滞納処分の場面においても、その前提となる NFT の私法上の性質や、その帰属に係る考え方などを検討する必要がある。

そこで本章では、NFT の法律関係について記述することとし、第 1 節では NFT の法的性質、第 2 節では NFT と金融規制について記述する。

### 第 1 節 NFT の法的性質

本節では、NFT の発行<sup>(29)</sup>とは何か、NFT の保有や移転とはどのような状態を指すのか、また、NFT の保有と所有権・著作権との関係など、NFT の法的性質について記述する。

#### 1 NFT の発行

NFT の発行とは、イーサリアム・ブロックチェーン上の NFT であれば ERC-721 などといったように、発行するブロックチェーンの規格に準拠してトークンを作成する行為である<sup>(30)</sup>。例えば、デジタルアートを NFT 化した当該トークンであって、ブロックチェーン上で実際にやりとりされるもの（アート NFT<sup>(31)</sup>とも呼ばれるもの）の発行場面を考えると、アート作品を持つア

---

(28) 金子宏『租税法〔第 24 版〕』37 頁（弘文堂、2021）。

(29) NFT の発行と同様の意味で、NFT 化や NFT における Mint (Mint は、鑄造 (Minting) に由来している。) と使用されることもある。

(30) NFT の発行に用いられるブロックチェーンはイーサリアムに限らず、Polygon、Polkadot、Flow、WAX、Cosmos といった他のブロックチェーンも活用されている（天羽＝増田・前掲注(4)202 頁〔増田＝古市〕）。

(31) 天羽＝増田・前掲注(4)185-186 頁〔増田＝古市〕。アート NFT に対して、一般的な表現として使われる NFT アートとは、NFT の取引を通じて扱われる（デジタル）アート作品を指す。通常、ブロックチェーン上で作品それ自体が記録され流通するわけではないため、NFT アートはアート NFT とは区別される。小さなドット絵などが

アーティストと、その NFT の購入者が存在し、それぞれが当該ブロックチェーン上のトークンに係るウォレットを有していれば、アーティストが作品を NFT 化した上で NFT を購入者に対して発行することが可能となる。もっとも、現在の NFT マーケットにおいては、NFT の発行が発行者・購入者の二者間で完結することは少なく、NFT の発行と販売を一手に担う OpenSea などのマーケットプレイスやプラットフォームが関連当事者として無視できない存在となっている。なお、NFT を発行者でない者に最初に移転する行為も含めて発行という場合もある<sup>(32)</sup>。

## 2 NFT の取引

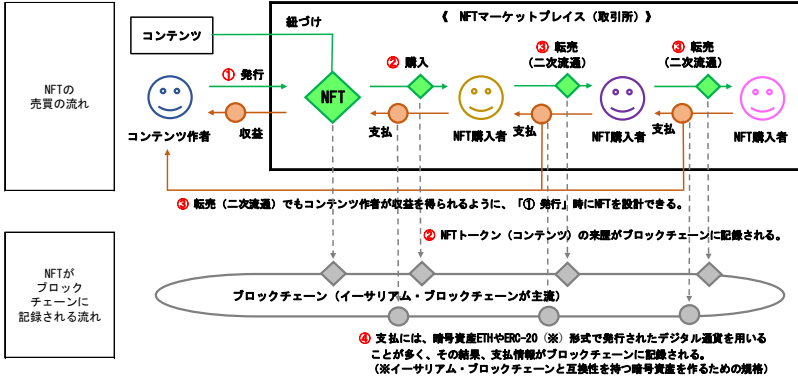
NFT の取引は、NFT の発行者と購入者など当事者同士が直接行うことも可能であるが、図 2 のように NFT マーケットプレイスを介して行うことが一般的である。そして、NFT マーケットプレイスごとに利用規約等が定められており、取引の当事者はそれぞれの利用規約等に基づいて取引を行うことになる。なお、NFT 財産の売買等に関する取引の当事者と NFT マーケットプレイス運営会社との関係は、一般的に、取引の当事者を委託者、NFT マーケットプレイス運営会社を受託者とする委任（民法 643 条）の関係にあるものとする。

---

NFT 化の対象であるなど、コンテンツ自体をトークンの内容として記録することが可能であるような例外的な場合を除いて、NFT アートとアート NFT とは一致せず、このように両者が一致しないときにこそ、アート作品と NFT とをどう関連付けるか（NFT の取引を通じてアート作品を取引しているといえる法的な状況をどう創出するか）が、いわゆる NFT 化やその後の法律関係を明確化する上で問題となることが指摘されている。

(32) 天羽＝増田・前掲注(4)181 頁 [増田＝古市]、泉絢也「NFT（ノンファンジブルトークン）の譲渡による所得は譲渡所得か？もしそうであれば非課税所得か？—NFT の『生活に通常必要な動産』該当性—」千葉商大論叢 59 巻 3 号 144 頁（2022）。

図 2 NFT の一般的な取引の流れ



（出典）株式会社日本総合研究所先端技術ラボ（金子雄介）「NFT (Non-Fungible Token) に関する動向」（2021年6月10日）4頁を参考に筆者作成。

- ① コンテンツ作者は、コンテンツ保管場所などのコンテンツに付随する情報をブロックチェーンに記録することで、NFTを発行する。この際、転売時にもコンテンツ作者が収益（ロイヤリティ）を得られるように NFT を設計することもできる（③参照）。
- ② NFT は、マーケットプレイスで購入され、購入者アドレスがブロックチェーンに記録されて、NFTの持ち主（保有者）が購入者に移動する。
- ③ NFT 購入者は、マーケットプレイスで NFT を転売することができる（① NFT 発行時に、転売時におけるロイヤリティの設定があれば、コンテンツ作者にロイヤリティが支払われる。）。
- ④ これらの取引についての支払には、暗号資産 ETH（イーサ）や ERC-20 形式（イーサリアム・ブロックチェーンと互換性を持つ暗号資産を作るための規格）で発行されたデジタル通貨を用いることが多く、その結果、支払情報もブロックチェーンに記録される。

### 3 NFT の保有・移転と所有権

#### (1) 所有権

民法は、所有権について、「所有者は、法令の制限内において、自由にその所有物の使用、収益及び処分をする権利を有する。」(同法 206 条)と規定している。所有権の内容は、法令の制限内において、物を自由に使用・収益・処分することであり、使用とは物の即物的利用、収益とは物の果実の取得を意味し、また、物を他人に使用させて使用料(法定果実)を得ることも含まれる。処分には、物の物理的処分(消費・改造・毀滅・放棄など)と法律的処分(譲渡や用益物権・担保物権の設定など)の双方が含まれる<sup>(33)</sup>。「所有物」とは所有権の客体である「物」であるとされており、そして、「物」とは、有体物をいうとされていることから(同法 85 条)、所有権の客体となるためには有体性を備えている必要がある<sup>(34)</sup>。また、東京地裁平成 27 年 8 月 5 日判決(平成 26 年(ワ)第 33320 号)は、暗号資産であるビットコインについて、有体性を有するとは認められないとして、物権である所有権の客体とはならないと判示している<sup>(35)</sup>。

#### (2) NFT の保有・移転と所有権

NFT の構造からすると、物理的には、NFT の保有とは、ブロックチェーン上で発行される特定のトークンに特定の者の保有者アドレスが記録されることであり、また、NFT の移転とは、例えば保有者アドレスが A から B に移転することをいうと考えられる。なお、NFT の保有に関しては、「NFT の所有」など、あたかも NFT が所有権の客体となるような説明がなされることがある。

しかしながら、NFT は、ビットコインなどの暗号資産と同様に、ブロックチェーン上のトークンとして発行されたデータとして存在するに過ぎず、

---

(33) 淡路剛久ほか『民法Ⅱ－物権〔第 4 版〕』132-133 頁(有斐閣、2017)。

(34) 長瀬ほか・前掲注(4)65 頁。

(35) 本判決で、ビットコインには排他的支配可能性も有するとは認められないと判示している。

有体性を欠くため民法上の「物」には該当しない。したがって、NFT について所有権は観念できないと考えられている<sup>(36)</sup>。

そして、データに関する所有権の考え方は、ブロックチェーンの外側で管理されるメタデータ及びコンテンツデータ自体についても同様であり、有体物でない以上、所有権は観念できないこととなる。

一方、現物資産と紐づく NFT の場合、紐づく現物資産自体は有体物であり所有権の客体となり得るが、このような NFT を保有するからといって、当然に、当該現物資産の所有権を有するわけではなく、通常の場合は、ブロックチェーンの外側で「NFT の保有者は、当該 NFT に紐づく現物資産の所有権を有する。」などと、NFT に紐づく現物資産の権利関係の取り決めを行っているものと思われる。

#### 4 NFT の保有と著作権

##### (1) 著作権法

著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)は、「著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与すること」を目的に制定されている(同法 1 条)。そして、著作権法は、著作権の対象となる作品などを「著作物」と定め、「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」と定義している(同法 2 条 1 項 1 号)。また、著作権法は、10 条 1 項各号で、著作物の例として、「小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物」(1 号)、「絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物」(4 号)、「プログラムの著作物」(9 号)など 9 つの典型例を挙げている。(コンピュータ)プログラムも著作物の例として挙げられているとおり、例えば絵画であれば、有体物である実物絵画に限らず、無体物である

---

(36) 長瀬ほか・前掲注(4)65 頁。



デジタル絵画も著作権の対象となり得るが、著作物として著作権法で保護されるためには、「思想又は感情」を表現したものであって、かつ「創作性」があることが必要となる。そして、ある作品が著作物に該当する場合、その創作者（著作者）は、著作者人格権及び著作権を享有することになる（同法 17 条 1 項）<sup>(37)</sup>。

著作者人格権は、著作物に対する著作者の人格的利益を保護する権利であり、著作者人格権には、①公表権（同法 18 条）、②氏名表示権（同法 19 条）、③同一性保持権（同法 20 条）の 3 つがある。①公表権は、未公表の著作物につき、いつ公表するかを決定することができる権利である。②氏名表示権は、著作物に著作者名を表示するか否か、表示するとすればどのようなものを表示するかについて決定することができる権利である。③同一性保持権は、著作者の意に反する著作物の改変に反対できる権利である。このように著作者人格権は、著作者の人格的利益を保護する人格権であるため、著作者の一身に専属し、譲渡することはできない（同法 59 条）<sup>(38)</sup>。

これに対し、著作権とは、主に著作権者の経済的利益の保護の観点から、著作権者が著作権法で定める方法で著作物を利用することを独占する権利である。換言すれば、著作権とは、著作権者以外の第三者が著作物を著作権法に定める方法で利用することを禁止できる権利（禁止権）である。著作権法では、著作物の利用形態に応じて、著作権の内容をいくつかの種類に分けて規定しており、これらは「支分権」といわれている。すなわち、著作権とは、表 2 の支分権の集合体であり、いわば権利の束を総称したものである。また、著作権は、著作者人格権とは異なり、全部又は一部の支分権を譲渡することができる財産権である（同法 61 条 1 項）<sup>(39)</sup>。ただし、

---

(37) 天羽＝増田・前掲注(4)186 頁 [増田＝古市]。

(38) 島並良ほか『著作権法入門 [第 3 版]』122-137 頁 (有斐閣、2021)、BUSINESS LAWYERS (長瀬威志ほか)「IT・情報セキュリティ『連載』NFT と法 第 3 回 NFT アートと著作権法の関係」(2021 年 6 月 17 日) 3 頁 (<https://www.businesslawyers.jp/articles/976>) (令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧)。

(39) BUSINESS LAWYERS (長瀬ほか)・前掲注(38)3 頁、島並ほか・前掲注(38)144 頁・146 頁・272 頁。

著作権を譲渡した場合であっても、当該譲渡契約において、翻訳権、翻案権等（同法 27 条）や二次的著作物の利用権（同法 28 条）が譲渡の目的として特掲されていないときは、これらの権利は、譲渡した者に留保されたものと推定される（同法 61 条 2 項）。なお、著作権法は、著作権の譲渡方法を特定の方式に限定していないため、例えば、口頭での合意による譲渡も可能とされている<sup>(40)</sup>。

表 2 著作権の内容

支分権の名称（著作権法の条文）	禁止可能な行為の具体例
複製権（21条）	個人向けの市販ソフトウェアを会社のパソコンにインストールする。
上演権及び演奏権（22条）	演劇の脚本を劇場で上演する。音楽をライブハウスで演奏する。
上映権（22条の2）	映画を映画館で上映する。
公衆送信権（23条）	映像作品をテレビで放映する。テレビ番組を動画投稿サービスに掲載する。
口述権（24条）	エッセイを朗読会で朗読する。
展示権（25条）	絵画を展示会で展示する。
頒布権（26条）	映画のリール（上映フィルム）を映画館に配布する。
譲渡権（26条の2）	書籍化した小説を書店で販売する。
貸与権（26条の3）	音楽CDをレンタルショップで貸し出す。
翻訳権、翻案権等（27条）	日本語小説の英語版を制作する。小説を原作として映画化する。
二次的著作物の利用権（28条）	小説を映画化したものを、ウェブで配信する。

（出典）天羽健介＝増田雅史編著『NFTの教科書』187頁〔増田雅史＝古市啓〕（朝日新聞出版、2021）。

著作権の侵害は、著作権者の許諾を得ないまま、表2のような著作権の内容として禁止される行為を行う場合に発生する。反対に、こうした所定の禁止行為に該当しない行為を第三者が無断で行っても、著作権侵害とは評価されない。著作権侵害があった場合には、著作権者は侵害者に対して、

(40) 島並ほか・前掲注(38)272頁・275頁、天羽＝増田・前掲注(4)187頁〔増田＝古市〕。

その侵害行為を止めるように求めたり（差止請求権（同法 112 条））、著作権者が被った損害を賠償するように求めたり（損害賠償請求権（同法 114 条））することができる。また、著作権侵害は、一定の場合には刑事罰の対象にもなる（同法 119 条）。さらに、著作権者は、著作物を利用しようとする者に対して、利用方法と利用条件を定めた上で、利用を許諾することができる。この利用許諾は、一般的に著作権に基づく「ライセンス」と呼ばれており、その許諾方法についての制限はないことから、利用規約・契約による方法に限らず、口頭での利用許諾も認められる。例えば、商業的利用以外での複製などを認めつつ、それ以外の利用を禁止するなどの制限の設定は可能である<sup>(41)</sup>。

## （2）NFT の保有と著作権

前記 3（2）のとおり、NFT は所有権の対象にならないため、NFT の保有者に、直ちに何らかの権利や法的地位が付与されることにはならないが、前記（1）のとおり、NFT に紐づく財産が著作権法に定める「著作物」に該当すれば、有形・無形を問わず著作権の対象となるため、NFT の保有に、「著作権等の法律上の権利の保有」としての意味を持たせようとすることは可能と考えられる<sup>(42)</sup>。NFT の取引においては、NFT の発行者を含めた関係当事者間の契約や取り決め次第では、NFT の移転（譲渡）により、著作権の譲渡やコンテンツの利用許諾等の付与も可能となる。

しかしながら、コンテンツの利用方法は、著作権法上の法定利用行為に限られないため、NFT の保有の実質的な内容については、法律上当然に導かれるわけではなく、NFT の発行者あるいはプラットフォームが別途定める利用許諾条件によって規定しているのが実情であり、通常、このような利用許諾条件はブロックチェーンの外側で定められている。したがって、NFT の保有が当然に著作権を有することにはならないが、NFT の保有と

---

(41) 天羽＝増田・前掲注(4)187-188 頁〔増田＝古市〕。

(42) 井上乾介ほか「NFT と法律関係 第 3 回 NFT と著作権法」NBL1207 号 97 頁(2021)。

は、「コンテンツを一定の方法で利用できる契約上の地位の保有」と捉えることができ、このことをコンテンツの権利者（著作権者等）の側から見ると、NFT の保有は、「コンテンツの権利者から NFT の保有者に対するコンテンツの利用許諾」と捉えることもできる<sup>(43)</sup>。

## 第 2 節 NFT と金融規制

本節では、NFT が暗号資産でも用いられているブロックチェーン技術を使っていることから、資金決済に関する法律（平成 21 年法律第 59 号。以下「資金決済法」という。）における暗号資産に関する金融規制のほか、前払式支払手段に関する規制、為替取引に関する規制、証券規制といった各金融規制と NFT との関係について整理した上で、滞納処分の場合における影響等について記述する。

### 1 NFT と金融規制法上の分類

NFT では、ひとつひとつのトークンが固有の値を持ち、他のトークンと区別できるという特徴を利用して、デジタルコンテンツと紐づけることにより、デジタルコンテンツに希少性を持たせ、ブロックチェーン上で取引できるようにしている。NFT に限らず、ブロックチェーン上で発行されるトークンの機能や用途は様々であり、トークンの金融規制上の法的位置付けはそれらの機能等に応じて分類される。例えば、決済手段としての経済的機能を有し、ブロックチェーンなどのネットワークを通じて不特定の者との間で移転可能な仕組みを有しているトークンであれば、暗号資産として資金決済法で規制される可能性が高いと考えられている。また、トークンに株式や社債、ファンド持分などに係る権利を紐づけたものは、有価証券として金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）で規制される可能性が高いと考えられている。こ

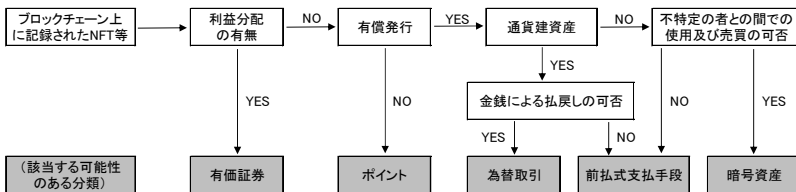
---

(43) 井上ほか・前掲注(42)98 頁。

のように、NFT を含むトークンの金融規制上の法的分類を行う場合、当該トークンの機能や当該 NFT に紐づける権利内容等を踏まえて個別具体的に検討する必要があるが、概要は、図 3 のフローチャートのように整理することができる。図 3 のように、NFT を含むトークンは、(i)保有者に対する利益分配の有無、(ii)有償発行か否か、(iii)通貨建資産<sup>(44)</sup>に該当するか、(iv)不特定の者に対して使用及び売買・交換できるか、(v)金銭への払戻しが可能かの観点に基づき、その機能等に応じて、①暗号資産、②前払式支払手段、③為替取引、④ポイント、⑤有価証券に分類することが考えられている<sup>(45)</sup>。

このため、本節では、①暗号資産、②前払式支払手段、③為替取引、④ポイント、⑤有価証券について、NFT とそれぞれの該当性を記述する。

図 3 NFT を含むトークンの金融規制上の法的分類フローチャート



(出典) 天羽健介＝増田雅史編著『NFT の教科書』205 頁〔長瀬威志＝小牧俊〕(朝日新聞出版、2021)、一般社団法人日本暗号資産ビジネス協会「NFT ビジネスに関するガイドライン (第 2 版)」(令和 4 年 3 月 31 日改訂) 5 頁を参考に筆者作成。

(44) 通貨建資産については、資金決済法 2 条 7 項で、「本邦通貨若しくは外国通貨をもって表示され、又は本邦通貨若しくは外国通貨をもって債務の履行、払戻しその他これらに準ずるもの (以下この項において「債務の履行等」という。) が行われることとされている資産をいう。この場合において、通貨建資産をもって債務の履行等が行われることとされている資産は、通貨建資産とみなす。」と定義されている。

(45) 天羽＝増田・前掲注(4)205-206 頁〔長瀬威志＝小牧俊〕、長瀬威志＝秋田拓真「NFT と法律関係 第 2 回 NFT と金融規制」NBL1205 号 64-65 頁 (2021)、BUSINESS LAWYERS (長瀬威志ほか)「IT・情報セキュリティ【連載】NFT と法 第 2 回【弁護士が解説】NFT は金融規制上どのような法的位置付けになる?」(2021 年 5 月 12 日) 2 頁

(<https://www.businesslawyers.jp/articles/950>) (令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧)。

## 2 暗号資産

### (1) 暗号資産の意義

暗号資産とは、以下の①ないし③の要件を全て満たすもの（以下「1号暗号資産」という。）、又は不特定の者との間で、1号暗号資産と相互に交換できるものであって、②及び③の要件を満たすもの（以下「2号暗号資産」という。）をいうが、金融商品取引法 29 条の 2 第 1 項 8 号に規定する権利を表示するものは除かれる（資金決済法 2 条 14 項）<sup>(46)</sup>。

- ① 物品等・役務提供の代価の弁済として不特定の者に対して使用でき、かつ、不特定の者との間で購入・売却をすることができること。
- ② 電子的に記録された財産的価値であって、電子情報処理組織を用いて移転することができること。
- ③ 本邦通貨、外国通貨、通貨建資産及び電子決済手段に該当しないこと。

### (2) NFT と暗号資産該当性

NFT は、1号暗号資産であるビットコインやイーサなどと同様、ブロックチェーン上で発行されるトークンであり、イーサその他の暗号資産と交換ができることから、1号暗号資産又は2号暗号資産の該当性が問題となる。

まず、NFT 自体に決済手段性がないと判断できる場合には、前記（1）の要件の①「物品等・役務提供の代価の弁済として不特定の者に対して使用できるもの」ではないことから、1号暗号資産には該当しないと考えられている。

これに対して NFT は不特定の者との間でビットコインやイーサその他の1号暗号資産と相互に交換可能であることから、2号暗号資産の定義に該当するようにも思われる。しかしながら、資金決済法の目的は、「資金決

---

(46) 天羽＝増田・前掲注(4)206 頁〔長瀬＝小牧〕、長瀬＝秋田・前掲注(45)65 頁、BUSINESS LAWYERS（長瀬ほか）・前掲注(45)3 頁、BUSINESS LAWYERS（長瀬威志ほか）「IT・情報セキュリティ『【連載】NFT と法 第1回【弁護士が解説】NFT とは？法規制と実務上の留意点』」（2021 年 4 月 20 日）3 頁（<https://www.businesslawyers.jp/articles/942>）（令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧）。

済に関するサービスの適切な実施を確保し、その利用者等を保護するとともに、・・・資金決済システムの安全性、効率性及び利便性の向上に資すること」(資金決済法 1 条) にあり、決済機能を有する支払手段を規制することが前提とされている。この点、金融庁「事務ガイドライン (第三分冊：金融会社関係)」の「16 暗号資産交換業者関係」<sup>(47)</sup> (以下「暗号資産ガイドライン」という。) I-1-1 ③によれば、2 号暗号資産該当性の判断要素として、「ブロックチェーン等のネットワークを通じて不特定の者の間で移転可能な仕組みを有しているか」、「発行者による制限なく、1 号暗号資産との交換を行うことができるか」、「1 号暗号資産を用いて購入又は売却できる商品・権利等にとどまらず、当該暗号資産と同等の経済的機能を有するか」などの点が挙げられている。また、令和元年 9 月 3 日金融庁『事務ガイドライン (第三分冊：金融会社関係)』の一部改正 (案) に対するパブリックコメント結果について一コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方<sup>(48)</sup> (以下「2019 年 9 月 3 日パブコメ回答」という。) によれば、ブロックチェーンに記録されたトレーディングカードやゲーム内アイテム等については、1 号仮想通貨<sup>(49)</sup>と相互に交換できる場合であっても、基本的には 1 号仮想通貨のような決済手段等の経済的機能を有していないと考えられるため、2 号仮想通貨には該当しないとの解釈が示されている一方、NFT の仮想通貨該当性については実態に即して個別具体的に判断されるべき、との解釈が示されている<sup>(50)</sup>。なお、令和 5 年 3 月に、金融庁が暗号資産ガイドラインの一部改正を公表し、「①最小取引単位当たりの価格が通常の決済手段として用いるものとしては高額であること」又は「②発行数量を最小取引単位で除した数量 (分割可能性を踏まえた発行数量) が限定

(47) <https://www.fsa.go.jp/common/law/guide/kaisya/16.pdf> (令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧)。

(48) <https://www.fsa.go.jp/news/r1/virtualcurrency/20190903-1.pdf> (令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧)。

(49) 現行資金決済法下における「暗号資産」と同義 (以下同様)。

(50) 天羽=増田・前掲注(4)206-208 頁 [長瀬=小牧]、長瀬=秋田・前掲注(45)65-66 頁、BUSINESS LAWYERS (長瀬ほか)・前掲注(46)3-4 頁。

的であること」の場合、具体的には、①については「単価が 1,000 円以上」、②については「発行数量が 100 万個以下」の場合には、暗号資産には該当しないとの解釈が金融庁から示されている<sup>(51)</sup>。

前記の暗号資産ガイドライン及び 2019 年 9 月 3 日パブコメ回答から判断すると、NFT は個性があり代替性のないトークンであるという性質を有しており、通常はブロックチェーンに記録されたトレーディングカードやゲーム内アイテム等と同様、ビットコインのような支払手段としての経済的機能を有しないことから、1 号暗号資産と同等の経済的機能を有しないものとして、2 号暗号資産には該当しないことが一般的と考えられている。しかしながら、NFT であっても、同一又は類似の NFT が複数発行され、社会通念上、他と区別されないものが多数存在するような場合であって、かつ、商品やサービスの購入手段としても使用できるような場合は、1 号暗号資産と同等の決済手段としての経済的機能を果たす可能性があることから、2 号暗号資産に該当する可能性は否定できないと考えられている<sup>(52)</sup>。

### 3 前払式支払手段

#### (1) 前払式支払手段の意義

前払式支払手段とは、以下の①ないし③の要件を全て満たすものをいう（資金決済法 3 条 1 項各号）。

- ① 金額等の財産的価値が記載又は記録されること（価値の保存）。
- ② 金額又は数量等に応ずる対価を得て発行される証券等、番号、記号そ

---

(51) 金融庁ホームページ『「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）」の一部改正（案）の公表に対するパブリックコメントの結果等について」（令和 5 年 3 月 24 日）の別紙 1「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」9・10 頁及び別紙 2「事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係」16「暗号資産交換業者関係」（新旧対照表）」1・3 頁

(<https://www.fsa.go.jp/news/r4/sonota/20230324-2/20230324-2.html>) (令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧)。

(52) 天羽＝増田・前掲注(4)208-209 頁〔長瀬＝小牧〕、長瀬＝秋田・前掲注(45)66 頁、BUSINESS LAWYERS (長瀬ほか)・前掲注(46)4 頁。



の他の符号であること（対価発行）。

- ③ 発行者又は発行者の指定する者に対する代価の弁済に使用することができるもの（権利行使）。

トークンが前払式支払手段に該当する場合、当該トークンを支払手段として使用することができる範囲によって、自家型前払式支払手段又は第三者型前払式支払手段の2種類に分類される。自家型前払式支払手段とは、発行者又は当該発行者と密接な関係を有する者（以下「発行者等」という。）から物品等の購入若しくは借受けを行い、若しくは役務の提供を受ける場合に限り、これらの代価の弁済のために使用することができる前払式支払手段又は発行者等に対してのみ、物品等の給付若しくは役務の提供を請求することができる前払式支払手段をいう（資金決済法3条4項）。自家型前払式支払手段は、前払式支払手段の利用対象である商品・サービスの提供主体が発行者等に限られており、第三者型前払式支払手段と異なり、加盟店と利用者との間の資金決済を担うわけではないため、登録等の参入規制は設けられていない。自家型前払式支払手段の発行者は、原則として毎年3月末日及び9月末日（以下「基準日」という。）における発行済み未使用残高が1,000万円<sup>(53)</sup>を超えるときに財務（支）局長に対する届出が必要となる（資金決済法5条1項）。

これに対して、第三者型前払式支払手段とは、自家型前払式支払手段以外の前払式支払手段をいう（資金決済法3条5項）。第三者型前払式支払手段は、発行者が利用者から前払いされた金銭を商品・サービスの提供者である加盟店に支払うという形で、利用者と加盟店との間の取引についての資金決済を行う仕組みとなっており、自家型前払式支払手段と比較して広範囲で金融機能を担っている。そのため、第三者型前払式支払手段の発行者は、基準日における発行済み未使用残高の有無にかかわらず、財務（支）局長の登録を受ける必要がある（資金決済法7条）。なお、暗号資産と前払

---

(53) 資金決済法14条1項、資金決済に関する法律施行令（以下「資金決済法施行令」という。）6条。

式支払手段は、いずれも物品等・役務提供の代価の弁済に使用することができる点で共通するが、暗号資産は不特定の者に対して使用することができるのに対し、前払式支払手段は発行者や加盟店等の特定の者に対してしか使用することができないという点で異なる。また、後述する為替取引（の手段）としてのトークンと前払式支払手段としてのトークンについては、前者は金銭による払戻しが可能である一方、後者は原則として金銭による払戻しが禁止されている（資金決済法 20 条 5 項）<sup>(54)</sup>点で異なる<sup>(55)</sup>。

## （2）前払式支払手段の適用除外

資金決済法上の前払式支払手段は、前述のとおり①価値の保存、②対価発行、③権利行使の 3 要件を満たすものをいうが、これらの要件を満たす場合であっても、以下の前払式支払手段については、前払式支払手段に係る規制の適用が除外される（資金決済法 4 条各号）<sup>(56)</sup>。

- ① 乗車券<sup>(57)</sup>、入場券等（1 号）
- ② 発行の日から 6 月以内に限り使用できる前払式支払手段（2 号）
- ③ 国又は地方公共団体が発行する前払式支払手段（3 号）
- ④ 特別の法律に基づき設立された法人等が発行する前払式支払手段

---

(54) 例外的に払戻しが認められる場合として、①基準日を含む基準期間における払戻金額の総額が、当該基準日の直前の基準期間において発行した前払式支払手段の発行額の 100 分の 20 を超えない場合、②基準日を含む基準期間における払戻金額の総額が、当該基準期間の直前の基準日における基準日未使用残高の 100 分の 5 を超えない場合、③保有者が前払式支払手段を利用することが困難な地域へ転居する場合、保有者である非居住者が日本国から出国する場合その他の保有者のやむを得ない事情により当該前払式支払手段の利用が著しく困難となった場合、④電気通信回線を通じた不正なアクセスにより前払式支払手段の利用者の意思に反して権限を有しない者が当該前払式支払手段を利用した場合その他の前払式支払手段の保有者の利益の保護に支障を来すおそれがあると認められる場合であって、当該前払式支払手段の払戻しを行うことがやむを得ないときとして金融庁長官（財務（支）局長）の承認を受けた場合がある（前払式支払手段に関する内閣府令 42 条 1 項各号）。

(55) 天羽＝増田・前掲注(4)209-211 頁〔長瀬＝小牧〕、長瀬＝秋田・前掲注(45)66 頁、BUSINESS LAWYERS（長瀬ほか）・前掲注(45)3-4 頁。

(56) 天羽＝増田・前掲注(4)212 頁〔長瀬＝小牧〕。

(57) 交通系の IC カードについては、電子マネーの機能を有する場合には前払式支払手段として規制対象である。

(4号)

- ⑤ 従業員向け、健康保険組合員向け等の前払式支払手段（5号）
- ⑥ 割賦販売法（昭和 36 年法律第 159 号）又は旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）の規定に基づき前受金の保全措置が講じられている取引に係る前払式支払手段（6号）
- ⑦ 利用者のために商行為となる取引のみに使用される前払式支払手段（7号）

(3) 前払式支払手段に該当しないもの

金融庁「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）」の「5 前払式支払手段発行者関係」<sup>(58)</sup> I-1-1によれば、以下の一定の類型については、前払式支払手段に該当しないこととされている<sup>(59)</sup>。

- ① 「日銀券」、「収入印紙」、「郵便切手」、「証紙」等法律によってそれ自体が価値物としての効力を与えられているもの
- ② 「ゴルフ会員権証」、「テニス会員権証」等各種会員権（証拠証券としての性格を有するものに限る。）
- ③ 「トレーディング・スタンプ」等商行為として購入する者への販売であり、当該業者が消費者への転売を予定していないもの
- ④ 磁気カード又は IC カード等を利用した POS 型カード
- ⑤ 本人であることを確認する手段等で証票等又は番号、記号その他の符号自体には価値が存在せず、かつ、証票、電子機器その他のものに記録された財産的価値との結びつきがないもの

(4) NFT と前払式支払手段該当性

NFT は個性があり代替性のないトークンであるという性質を有しており、通常は支払手段としての経済的機能を有しないことから、権利行使の要件を欠き、前払式支払手段には該当しないことが一般的であると考えら

(58) <https://www.fsa.go.jp/common/law/guide/kaisya/05.pdf>（令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧）。

(59) 天羽＝増田・前掲注(4)211-212 頁〔長瀬＝小牧〕。

れている。これに対して、NFT であっても、発行者等の特定の者に対する支払手段としての経済的機能が認められる場合には、当該 NFT は前払式支払手段に該当する可能性があるものと考えられる<sup>(60)</sup>。

#### 4 為替取引

##### (1) 為替取引の意義

為替取引の意義については、これを業の一類型として規定する銀行法(昭和 56 年法律第 59 号)及び資金決済法においても定義されていないが、最高裁平成 13 年 3 月 12 日第三小法廷決定(刑集 55 卷 2 号 97 頁)は、「銀行法 2 条 2 項 2 号は、それを行う営業が銀行業に当たる行為の一つとして『為替取引を行うこと』を掲げているところ、同号にいう『為替取引を行うこと』とは、顧客から、隔地者間で直接現金を輸送せずに資金を移動する仕組みを利用して資金を移動することを内容とする依頼を受けて、これを引き受けること、又はこれを引き受けて遂行することをいうと解するのが相当である。」と判示している。為替取引を業として営む者は、為替取引の額に応じて、銀行業の免許(銀行法 4 条 1 項、2 条 2 項 2 号)又は資金移動業者の登録(資金決済法 37 条、2 条 2 項)若しくは認可<sup>(61)</sup>(資金決済法 40 条の 2 第 1 項)を取得することが必要となる<sup>(62)</sup>。

なお、資金移動業<sup>(63)</sup>については、令和 2 年 6 月 5 日に成立した「金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律」(令和 2 年法律第 50 号)によって改正

---

(60) 天羽=増田・前掲注(4)212-213 頁[長瀬=小牧]、長瀬=秋田・前掲注(45)66-67 頁、BUSINESS LAWYERS (長瀬ほか)・前掲注(45)4 頁。

(61) 資金移動業を営むには、内閣総理大臣の登録を受ける必要があり(資金決済法 37 条)、第一種資金移動業を営もうとする場合、この登録の他に、業務実施計画を定め、内閣総理大臣の認可を受ける必要がある(同法 40 条の 2 第 1 項)。

(62) 天羽=増田・前掲注(4)213 頁[長瀬=小牧]、長瀬=秋田・前掲注(45)67 頁、BUSINESS LAWYERS (長瀬ほか)・前掲注(45)4 頁。

(63) 資金移動業とは、銀行等以外の者が為替取引を業として営むことをいう(資金決済法 2 条 2 項)。

された資金決済法により、第一種資金移動業<sup>(64)</sup>、第二種資金移動業<sup>(65)</sup>及び第三種資金移動業<sup>(66)</sup>の 3 類型が創設されている<sup>(67)</sup>。また、令和 4 年 6 月 10 日に公布された「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」(令和 4 年法律第 61 号)によって改正された資金決済法により、特定資金移動業<sup>(68)</sup>が創設されている(資金決済法 36 条の 2)。

## (2) NFT と為替取引該当性

デジタルトレーディングカードやゲームキャラクターなどのデジタルコンテンツと紐づく NFT は、通常、価格が変動することが想定され、当該 NFT の取引を通じて「隔地者間で直接現金を輸送せずに資金を移動する仕組み」を構築することは困難であり、為替取引には該当しないことが一般的であると考えられる。もっとも、例えば、ユーザー間で法定通貨を用いて NFT を取引することが可能な NFT プラットフォームを構築し、NFT の自由な送付や法定通貨との換金などを認める場合、当該 NFT を利用して「隔地者間で直接現金を輸送せずに資金を移動する仕組み」を構築していると評価される可能性がある。したがって、このような NFT プラットフォームを構築する場合、NFT の取引を通じた資金の移動が為替取引に該当しないか否かの検討が必要となる<sup>(69)</sup>。

---

(64) 第一種資金移動業とは、資金移動業(特定資金移動業を除く。)のうち、第二種資金移動業及び第三種資金移動業以外のものをいう(資金決済法 36 条の 2 第 1 項)。

(65) 第二種資金移動業とは、資金移動業(特定資金移動業を除く。)のうち、100 万円に相当する額以下の資金の移動に係る為替取引のみを業として営むこと(第三種資金移動業を除く。)をいう(資金決済法 36 条の 2 第 2 項、資金決済法施行令 12 条の 2 第 1 項)。

(66) 第三種資金移動業とは、資金移動業(特定資金移動業を除く。)のうち、5 万円に相当する額以下の資金の移動に係る為替取引のみを業として営むことをいう(資金決済法 36 条の 2 第 3 項、資金決済法施行令 12 条の 2 第 2 項)。

(67) 天羽=増田・前掲注(4)213-214 頁[長瀬=小牧]、長瀬=秋田・前掲注(45)67 頁。

(68) 特定資金移動業とは、資金移動業のうち、特定信託為替取引のみを業として営むことをいう(資金決済法 36 条の 2 第 4 項)。

(69) 天羽=増田・前掲注(4)218 頁[長瀬=小牧]、長瀬=秋田・前掲注(45)67 頁。

## 5 ポイント

### (1) ポイントの意義

ポイントとは、一般に、商品を購入した際又は役務の提供を受けた際に無償で付与され、次回以降の商品の購入等の際に代価の弁済の一部に充当することができるものをいい、商品や提供されるサービスの金額に応じて一定の割合に応じたポイントが付与されるものや、来場や利用回数ごとに一定数のポイントが発行されるものなど多種多様に存在している。

ポイントの意義については、資金決済法その他の法律において特段規定されていない。ポイントは、通常、商品の購入等に合わせて無償で付与されるものであることから、前払式支払手段の要件である「金額又は数量等に応ずる対価を得て発行される証票等、番号、記号その他の符号であること（対価発行）」の要件を満たさず、前払式支払手段には該当しないと考えられる。ただし、利用者から商品券やプリペイドカードなどの前払式支払手段と引き換えにポイントを発行する場合は、もともと現金や暗号資産等によって購入された前払式支払手段に経済的な価値があるため、付与されるポイントは対価を得て発行されたものとして、前払式支払手段に該当すると考えられる。

また、ポイントは、通常、当該ポイントの発行者及びその加盟店等の特定の者に対してのみ使用することができるため、「不特定の者」に対する使用可能性を欠き、1号暗号資産には該当しないものと考えられる。ただし、ポイントとして発行したトークンが、ブロックチェーン上で不特定の者との間で1号暗号資産であるビットコインやイーサなどと相互に交換することができるような場合には、2号暗号資産に該当する可能性がある<sup>(70)</sup>。

### (2) 景品表示法上の規制

前述のとおり、ポイントとして発行されるトークンについては、基本的には金融規制は適用されないが、当該トークンがマーケティングの一環と

---

(70) 天羽=増田・前掲注(4)218-219頁〔長瀬=小牧〕、長瀬=秋田・前掲注(45)67-68頁、BUSINESS LAWYERS（長瀬ほか）・前掲注(45)4頁。

して付与されるなど、事業者の提供するサービス又は取引に付随して提供される場合、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号、以下「景品表示法」という。）上の景品類の提供に関する規制に抵触しないかが問題となる。例えば、ブロックチェーンゲームなどでは、ブロックチェーンゲームのサービスを提供する事業者が新規ユーザーの獲得やアクティブユーザー数を増加させる目的で、一定の条件を満たしたユーザーに対して、NFT 化されたキャラクターや武器などを無料で配布するなどのキャンペーンを実施することがある。このようにキャンペーンの一環として NFT を無償でユーザーに対して提供するような場合には、景品表示法の適用の有無について検討する必要がある<sup>(71)</sup>。

### （3）NFT とポイント該当性

NFT は、一定の対価を支払って購入するものが通常であり、無償で発行するケースは多くはないと考えられるが、別途提供する商品又はサービスの「おまけ」として NFT を提供したり、事業者が提供するサービス等に誘引する目的で NFT を無償付与したりする場合、ポイントに該当するかが問題となる。また、無償で付与する NFT が景品表示法上の景品類に該当し、過大な景品類の提供に該当しないか否かの検討も必要となる<sup>(72)</sup>。

## 6 有価証券

### （1）デジタル証券

金融商品取引法上、2 条 1 項では、紙である証券が発行される有価証券が定められており（以下当該有価証券を「1 項有価証券」という。）、同条 2 項では、通常、証券が発行されない有価証券が定められている（以下当該有価証券を「2 項有価証券」という。）。そして、令和元年 5 月 31 日に成立した「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資

---

(71) 天羽＝増田・前掲注(4)219-220 頁〔長瀬＝小牧〕、長瀬＝秋田・前掲注(45)68 頁。

(72) 天羽＝増田・前掲注(4)220 頁〔長瀬＝小牧〕、BUSINESS LAWYERS（長瀬ほか）・前掲注(45)4-5 頁。

金決済に関する法律等の一部を改正する法律」(令和元年法律第 28 号)に基づく金融商品取引法に係る改正法(令和 2 年 5 月 1 日施行)により、新たに「電子記録移転有価証券表示権利等」及び「電子記録移転権利」という概念が導入され、従来から定められていた有価証券に表示される権利をブロックチェーン上で発行されるトークンに表示したデジタル証券の一部について、追加的な規制が導入されている(金融商品取引法 2 条 3 項柱書)。NFT もブロックチェーン上で発行されるトークンであることから、当該 NFT に紐づく権利の内容や機能に照らして有価証券に該当する場合、「電子記録移転有価証券表示権利等」又は「電子記録移転権利」に該当しないか否かが問題となり得る<sup>(73)</sup>。

## (2) 電子記録移転有価証券表示権利等の意義

「電子記録移転有価証券表示権利等」とは、金融商品取引法 2 条 2 項(同項各号に限定されない。)の規定により有価証券とみなされる権利のうち、「電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値(電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。)に表示されるもの」をいい、トークンに表示される有価証券は「電子記録移転有価証券表示権利等」(金融商品取引業等に関する内閣府令(平成 19 年内閣府令第 52 号) 1 条 4 項 17 号<sup>(74)</sup>)に該当する。その内容は以下のとおりであり、後述の電子記録移転権利を含む概念として定められている。金融商品取引法上、①ないし③は 1 項有価証券として取り扱われ、④は 2 項有価証券として取り扱われる<sup>(75)</sup>。

### ① トークンに表示される有価証券等表示権利<sup>(76)</sup>

(73) 天羽=増田・前掲注(4)221 頁〔長瀬=小牧〕、長瀬=秋田・前掲注(45)68-69 頁。

(74) 同号で、電子記録移転有価証券表示権利等は「法第 29 条の 2 第 1 項 8 号に規定する権利をいう。」と定められており、金融商品取引法 29 条の 2 第 1 項 8 号で「第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる権利(当該権利に係る記録又は移転の方法その他の事情を勘案し、公益又は投資者保護のため特に必要なものとして内閣府令で定めるものに限る。)」と定められている。

(75) 天羽=増田・前掲注(4)221-222 頁〔長瀬=小牧〕、長瀬=秋田・前掲注(45)69 頁。

(76) 「有価証券等表示権利」とは、株券、社債券、投資信託受益証券他所定の 1 項



- ② トークンに表示される特定電子記録債権
- ③ 電子記録移転権利
- ④ トークンに表示されているが適用除外により電子記録移転権利から除かれるもの<sup>(77)</sup>

### (3) 電子記録移転権利の意義

電子記録移転権利とは、金融商品取引法 2 条 2 項各号に掲げる権利（いわゆるみなし有価証券）のうち「電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。）に表示されるもの」として定義され、このうち「流通性その他の事情を勘案して内閣府令で定めるもの」は除外されている（金融商品取引法 2 条 3 項柱書）。金融商品取引法上、電子記録移転権利に該当する場合は、原則として開示規制及び業規制が適用される 1 項有価証券として取り扱われることとなる（同項柱書）。これは、電子記録移転権利がトークン化されることに伴い、事実上、一般に高い流通性を有するという性質に着目し、同様に高い流通性を有する 1 項有価証券と同水準の開示規制を課すこととしたものと考えられている。もっとも、株券や社債券といった従来の 1 項有価証券をトークンに表示させたものの取扱いについては、改正後の金融商品取引法においては特別の規定は設けられていないが、これらは 1 項有価証券としての性質を有する以上、トークンに表示されるとしても、1 項有価証券として金融商品取引法上の開示規制は適用される<sup>(78)</sup>。

### (4) NFT と有価証券該当性

現状、NFT はデジタルトレーディングカードやゲームキャラクターなどのデジタルコンテンツと紐づくものが一般的であり、NFT が電子記録移転権利に該当するケースは多くないと考えられる。もっとも、例えば、仮想

---

有価証券に表示される権利であって、紙媒体の有価証券が発行されないものをいう。

(77) 金融商品取引法第 2 条に規定する定義に関する内閣府令（平成 5 年大蔵省令第 14 号）9 条の 2 第 1 項各号に規定する要件の全てに該当するものをいう。

(78) 天羽=増田・前掲注(4)222-223 頁〔長瀬=小牧〕、長瀬=秋田・前掲注(45)69 頁。

空間上のデジタル化された不動産(仮想空間内の一区画や構造物のデータ)にアクセスする権利を NFT と紐づけ、当該仮想不動産上で行われる事業活動から得られる収益を当該 NFT 保有者に対して分配する仕組みを構築する場合などにおいては、当該 NFT が電子記録移転権利その他の有価証券に該当しないか否か、個別の検討が必要となるものと考えられる<sup>(79)</sup>。

## 7 小括

以上のとおり、NFT を含むトークンの金融規制について記述したところであるが、NFT と紐づくものがデジタルアートやデジタルトレーディングカード、ゲームキャラクターなどのデジタルコンテンツであれば、一般的には、暗号資産、前払式支払手段、為替取引、ポイント又は有価証券には該当せず、資金決済法や金融商品取引法による金融規制の対象にはならないものと考ええる。なお、NFT の利用領域が広がっており、NFT が様々なデジタルコンテンツと紐づいているところ、仮に、滞納者が保有する NFT 財産が暗号資産、前払式支払手段、為替取引、ポイント又は有価証券に該当するとしても、資金決済法や金融商品取引法は、暗号資産取引、為替取引、証券取引などを業とする者や前払式支払手段の発行者を規制する法律であることから、国が当該 NFT 財産の差押えや公売など滞納処分を行う場面においては、基本的に金融規制の影響はないものと考ええる。もっとも、滞納者が NFT 財産を保有する場合には、滞納者の財産状況を的確に把握するため、その NFT が何を意味するのか、暗号資産、前払式支払手段、為替取引、ポイント又は有価証券の該当性の有無を含めて、NFT が表す権利の内容、機能や用途などを確認する必要があるものと考ええる。

---

(79) 天羽=増田・前掲注(4)227-228 頁 [長瀬=小牧]、長瀬=秋田・前掲注(45)70 頁。

## 第 3 章 暗号資産に対する差押え等

本章では、NFT 財産に対する差押え等の検討に当たって、同じブロックチェーン技術を使っている暗号資産に関して、滞納処分や民事執行などにおける現状の差押え等の取扱いや方向性について記述するとともに、参考として、韓国における状況についても概観する。

### 1 滞納処分による差押え

滞納者が、暗号資産交換業者（以下「交換業者」という。）を介して暗号資産を保有している場合（秘密鍵は交換業者が管理）は、滞納者は交換業者に対して暗号資産の返還請求権<sup>(80)</sup>を有していることになるので、交換業者を第三債務者として、暗号資産の返還請求権を差し押さえることができる（国税徴収法 62 条）。ただし、差押え後の暗号資産の取立てに当たっては、暗号資産そのものの取立手続が整備されておらず、仮に取立てが可能であったとしても、これを換金できる手続も整備されていないため、国が交換業者から暗号資産そのものを受け入れることはできない。このため、国税滞納処分の実務においては、交換業者が行う暗号資産交換業に関する利用規約等により、取立てに当たり、暗号資産を日本円に換金した上で返還することが可能であれば、暗号資産の返還請求権の差押えを行い、暗号資産を日本円に換金して取り立てているところである<sup>(81)</sup>。

一方、交換業者を介さずに、滞納者自らが秘密鍵を管理して暗号資産を保有している場合（自己保管型の暗号資産）は、暗号資産そのものを差し押さえる必要がある。暗号資産そのものは、無体物で民法上の「物」（動産）には

---

(80) 令和元年 6 月 7 日の資金決済法の改正（令和 2 年 5 月 1 日施行）で「63 条の 19 の 2」の規定が新設され、同条 1 項により、「暗号資産の返還請求権」は「暗号資産の移転を目的とする債権」と解されるが、本稿においては、「暗号資産の返還請求権」と表記することとする。

(81) 暗号資産に併せて、交換業者が管理する取引所口座の金銭（日本円）の返還請求権を差し押さえ、当該金銭を取り立てる。

該当せず、また、特定の人に特定の行為や給付を請求する権利（債権）にも該当しない。当然に「不動産等」にも該当しないため、現行法では、暗号資産そのものは「第三債務者等がない無体財産権等」として差し押さえることになり、法律的に差押えは可能であるが<sup>(82)</sup>、差押えを行ったとしても国が直接的に資金化することはできず、さらに、秘密鍵を持つ滞納者は暗号資産を自由に処分できる状況にあることから、差押えの実効性が伴わないなどの問題がある。

## 2 民事執行による差押え

仮想通貨に関する強制執行についての裁判例としては、さいたま地方裁判所におけるもの<sup>(83)</sup>と大阪地方裁判所におけるもの<sup>(84)</sup>の2つがある。これらの事案はいずれも、利用者（債務者）の仮想通貨交換業者に対する仮想通貨返還請求権を対象として差押命令が発令されたケースである。

2つの裁判例において、仮想通貨返還請求権の民事執行法上の位置付けはどのように整理されているかについて確認する。まず、仮想通貨が、不動産や船舶に該当しないことは明らかであり、また、有体性もなく動産にも該当しないことから、不動産執行（民事執行法 43 条）、船舶執行（同法 112 条）又は動産執行（同法 122 条）の対象にはならない。さらに、仮想通貨は、金銭との交換性を有し、資金決済の手段等として使用されるものではあるものの、通貨のような強制通用力<sup>(85)</sup>を認められたものではないことから、仮想通貨

---

(82) 現行の国税徴収法の手続については、第 4 章第 1 節を参照。

(83) 藤井裕子「仮想通貨等に関する返還請求権の債権差押え」金融法務事情 2079 号 6 頁（2017）。なお、当該文献の中で明示されているわけではないが、2018 年 6 月 14 日付日本経済新聞朝刊「仮想通貨、差し押さえ強制執行できず『技術的に困難』」の記事によれば、さいたま地方裁判所における裁判例と考えられる。

(84) 本多健司「仮想通貨返還請求権の差押えをめぐる実務上の諸問題」金融法務事情 2111 号 6 頁（2019）。

(85) 我が国では、日本銀行法（平成 9 年法律第 89 号）46 条 2 項で、「日本銀行が発行する銀行券（以下「日本銀行券」という。）は、法貨として無制限に通用する。」として、日本銀行券に無制限の強制通用力があることが規定されている。一方、貨幣（硬貨）については、通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律（昭和 62 年法律第 42 号）

貨返還請求権は、「金銭の支払又は船舶若しくは動産の引渡しを目的とする債権」にも該当せず、債権執行（同法 143 条）の対象にもならない。したがって、仮想通貨返還請求権は、「その他の財産権」に対する強制執行（同法 167 条）<sup>(86)</sup>の対象になると考えられている<sup>(87)</sup>。

なお、暗号資産そのものについても「その他の財産権」に該当するものとするが、差押えについては、第三債務者がいないため暗号資産を保有している債務者に対してのみ差押命令が送達され、その送達時点で差押えの効力が生じることになる（同法 167 条 3 項）。

### 3 組織犯罪処罰法による没収

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成 11 年法律第 136 号。以下「組織犯罪処罰法」という。）13 条 1 項各号は、犯罪収益等の没収について規定しているが、現行法では、没収することができる財産は不動産、動産又は金銭債権に限定されており、犯罪収益等に係る財産がこれらの財産でない場合、例えば暗号資産の場合には、当該暗号資産を没収することができない状況となっている。

このため、令和 4 年 6 月 27 日、法務大臣から法制審議会に対し、「情報通信技術の進展等に対応するための刑事法の整備に関する諮問」（諮問第 122 号）及び「犯罪収益等の没収に関する諮問」（諮問第 123 号）がなされた。また、同日開催された法制審議会第 195 回会議において、諮問第 122 号については、新設された「刑事法（情報通信技術関係）部会」に、諮問第 123 号については、新設された「刑事法（犯罪収益等の没収関係）部会」に付託して審議することとし、各部会から最終報告を受けた後、改めて総会において審

---

7 条で、「貨幣は、額面価格の 20 倍までを限り、法貨として通用する。」と規定されており、日本銀行券と異なり、1 種類の貨幣につき、一度に 20 枚までに限り、強制通用力を持つことになっている。

(86) もっとも、その執行方法は、原則として債権執行の例によることとされている（民事執行法 167 条 1 項）。

(87) 柳原悠輝「仮想通貨に関する強制執行—裁判例の考察と今後の展望—」金融法務事情 2123 号 13-14 頁（2019）、本多・前掲注(84)10 頁。

議することとされた<sup>(88)</sup>。

そして、諮問第 123 号については、「刑事法（犯罪収益等の没収関係）部会」における審議がなされ、同部会第 2 回会議（令和 4 年 8 月 9 日開催）において採決が行われ、要綱（骨子）である「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第 13 条第 1 項各号に掲げる財産は、不動産若しくは動産又は金銭債権でないときも、これを没収することができるものとする。」のとおり法整備をするのが相当である旨を法制審議会（総会）に報告することが決定された<sup>(89)</sup>。その後、法制審議会第 196 回会議（令和 4 年 9 月 12 日開催）において報告がなされ、審議・採決の結果、同要綱（骨子）は原案どおり採択され、会議終了後に法務大臣に答申された<sup>(90)</sup>。

なお、諮問第 122 号については、「刑事法（情報通信技術関係）部会」において、第 1 回会議（令和 4 年 7 月 29 日開催）以降、継続して審議されており、諮問第 123 号の決定事項に係る手続の法整備も含めて、現在も検討が行われている<sup>(91)</sup>。

#### 4 韓国国税庁による仮想通貨の強制徴収

韓国国内の報道（2022 年 12 月 19 日）によると、韓国国税庁による仮想通貨の強制徴収に関する報道内容は、おおむね次のとおりである。

---

(88) 法務省ホームページ「法制審議会第 195 回会議（令和 4 年 6 月 27 日開催）『議事概要』」（[https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi03500043\\_00001.html](https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi03500043_00001.html)）（令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧）、同ホームページ「法制審議会刑事法（情報通信技術関係）部会第 1 回会議議事録」（令和 4 年 7 月 29 日）1 頁（<https://www.moj.go.jp/content/001379697.pdf>）（令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧）、同ホームページ「法制審議会刑事法（犯罪収益等の没収関係）部会第 1 回会議議事録」（令和 4 年 7 月 27 日）1 頁（<https://www.moj.go.jp/content/001379621.pdf>）（令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧）。

(89) 法務省ホームページ「法制審議会刑事法（犯罪収益等の没収関係）部会第 2 回会議（令和 4 年 8 月 9 日開催）『議事概要』」（[https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi061000\\_01\\_00062.html](https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi061000_01_00062.html)）（令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧）。

(90) 法務省ホームページ「法制審議会第 196 回会議（令和 4 年 9 月 12 日開催）『議事概要』」（<https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi03500044.html>）（令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧）。

(91) 法務省ホームページ「法制審議会刑事法（情報通信技術関係）部会」（[https://www.moj.go.jp/shingi1/housei02\\_003011\\_00002](https://www.moj.go.jp/shingi1/housei02_003011_00002)）（令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧）。

韓国国会議員が国会で公開した韓国国税庁から提出された資料によると、2020 年下半期以降、韓国国税庁は 5,741 人の滞納者から 712 億ウォン（約 71 億円）相当の仮想通貨を徴収し、そのうち、滞納額が 2 億ウォン（約 2,000 万円）以上の高額滞納者 493 人に対して 174 億ウォン（約 17 億円）相当の仮想通貨を徴収した。仮想通貨の強制徴収は 2020 年下半期から初めて実施され、その後、2021 年 6 月の国税徴収法の改正により仮想通貨の強制徴収の法的根拠が設けられ、課税当局が滞納者と仮想通貨取引所を対象に滞納者の仮想通貨の移転を要求することができ、移転された仮想通貨は取引所を通じて売却され、滞納税額を強制徴収している<sup>(92)</sup>。

## 5 小括

滞納者（債務者）が、交換業者を介して暗号資産を保有している場合（秘密鍵は交換業者が管理）は、滞納処分、民事執行ともに、交換業者を第三債務者として、暗号資産の返還請求権の差押えが行われているところである。

一方、暗号資産そのものについては、国税徴収法、民事執行法又は組織犯罪処罰法の各現行法においては、差押えが困難又は没収が不可能な状況となっており、関係法令を含めて実効性のある法整備が必要となっている。

---

(92) 日刊国税新聞社（2022.12.19）（<https://www.intn.co.kr/news/articleView.html?idxno=2026360>）（令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧）、租税日報（2022.12.19）

（<http://www.joseilbo.com/news/htmls/2022/12/20221219473791.html>）（令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧）。なお、両報道とも、インターネット上のニュースを日本語で表示して確認したものである。

## 第 4 章 NFT に対する滞納処分上の問題点等の抽出及びその対応策等の検討

前章までに記述した NFT の概要や法的性質、同じブロックチェーン技術を使っている暗号資産に関する滞納処分や民事執行などの状況を踏まえ、本章では、NFT に対する滞納処分上の問題点等を抽出した上で、その対応策等を検討する。なお、検討に当たっては、第 1 節でまずは現行の国税徴収法の手続、第 2 節で NFT に関する国内の検討状況等、第 3 節で NFT に関する海外の法規制の動向を確認した上で、第 4 節で個別ケースについて NFT に対する滞納処分上の問題点等の抽出及びその対応策等の検討を行う。

### 第 1 節 現行の国税徴収法の手続

本節では、まず、滞納処分の意義について確認した上で、現行の国税徴収法における財産の差押手続及び換価手続並びに徴収共助について確認する。

#### 1 滞納処分の意義

租税の滞納とは、納税者が納期限までに租税を完納しないことをいい、租税を滞納した納税者を滞納者という。納税者が租税を滞納したときは、国又は地方団体は、租税債権の履行の催告として納税者に対し督促を行い、それでもなお納税者が租税を完納しないときは、納税者の財産から租税債権の強制的満足を図ることができる。このように納税義務の任意の履行がない場合に、納税者の財産から租税債権の強制的実現を図る手続を、滞納処分又は強制徴収という。国税の滞納処分に関する一般法として、国税徴収法がある。関税及び地方税の滞納処分については、国税滞納処分の例によることとされている（関税法 11 条、地方税法 68 条 6 項・72 条の 68 第 6 項等）。

滞納処分は、狭義の滞納処分と交付要求とに大別される。前者は、国又は地方団体が自ら納税者の財産を差し押さえて、そこから租税債権の満足を図



る手続であって、財産の差押え、差押財産の換価、換価代金の充当の一連の行政処分からなる。これに対し、交付要求は、現に進行中の強制換価手続<sup>(93)</sup>の執行機関に換価代金の交付を求め、それによって租税債権の満足を図る手続である。単に滞納処分というときは、狭義の滞納処分を意味する場合と、交付要求をも含める意味でいう場合とがある。

私法上の債権については、原則として、その存否及び金額について裁判所の判断を経た上、司法機関にその履行の強制を求めなければならない。これに対し、租税については、私法上の債権とは異なり、大量的、反覆的、無差別的に生じるため、その徴収の確保には、その特殊性に応じた能率的かつ合理的な方法が必要とされることから、租税債権者である国及び地方団体には、租税債権の存否及び金額を確定する権限並びに任意の履行がない場合に自らの手で強制的実現を図る権限（強制徴収権・自力執行権）が与えられている<sup>(94)</sup>。

## 2 財産の差押え

### (1) 差押えの要件等

通常の場合において、滞納者が督促を受け、その督促に係る国税をその督促状（第二次納税義務者又は保証人については、納付催告書）を発した日から起算して 10 日を経過した日までに完納しないときは、滞納者の国税につきその財産の差押えを行うこととなる（国税徴収法 47 条 1 項 1 号、3 項）。差押えは、滞納者の特定財産について処分を禁止する行為であって、滞納処分の第一段階をなすものである<sup>(95)</sup>。そして、差押えの対象となる財産は、①滞納者に帰属していること、②国税徴収法

---

(93) 国税徴収法では、強制換価手続は、滞納処分（その例による処分を含む。）、強制執行、担保権の実行としての競売、企業担保権の実行手続及び破産手続と定義されている（同法 2 条 12 号）。

(94) 金子・前掲注(28)1037-1038 頁、志場喜徳郎ほか『令和 4 年改訂国税通則法精解』516-517 頁（大蔵財務協会、2022）。

(95) 金子・前掲注(28)1052 頁、吉国二郎ほか『令和 3 年改訂国税徴収法精解』398 頁（大蔵財務協会、2021）。

施行地域内に所在すること<sup>(96)</sup>、③金銭的価値を有すること、④譲渡性を有すること、⑤差押禁止財産でないことの要件を具備していることが必要となる<sup>(97)</sup>。

## (2) 一般的な差押えの手続

一般的な差押えの手続として、徴収職員は、滞納者の財産を差し押さえた場合には、差押調書を作成し、その財産が後記(3)の①、②又は④(④は第三債務者等があるものに限る。)の財産であるときは、その謄本を滞納者に交付しなければならない(国税徴収法 54 条)。また、質権その他の第三者の権利の目的となっている財産、仮登記がある財産又は仮差押え若しくは仮処分がされている財産を差し押さえたときは、税務署長は、質権者等のうち知れている者<sup>(98)</sup>に対し、その旨及びその他必要な事項を通知しなければならない(同法 55 条)。これは、第三者に必要な権利行使の機会を与えるための措置である<sup>(99)</sup>。

## (3) 財産の種類に応じた差押えの手続

そして、国税徴収法は、差押えの対象となる財産を、①動産又は有価証券、②債権及び電子記録債権、③不動産(地上権その他不動産を目的とする物権(所有権を除く。)、工場財団、鉱業権等、鉄道財団、軌道財団及び運河財団を含む。以下本項において同じ。)、登記される船舶、登録を受けた航空機、登録を受けた自動車、登記を受けた建設機械及び登録を受けた小型船舶、④無体財産権等に区分して、それぞれに応じた差押手続を定めている。なお、④は①ないし③以外の財産であり、これには、第三債務者等がないものとして特許権、著作権等、第三債務者等があるものとして電話加入権等、振替社債等がある。

---

(96) 財産の所在については、相続税法 10 条に定めるところに準ずるものとしてされている(国税徴収法基本通達 47 条関係 6)。

(97) 金子・前掲注(28)1054-1056 頁、吉国ほか・前掲注(95)402-405 頁。

(98) 仮差押え又は仮処分がされている財産については、これらをした保全執行裁判所又は執行官。

(99) 金子・前掲注(28)1056-1057 頁、吉国ほか・前掲注(95)448-456 頁。

## イ 動産又は有価証券の差押え

動産又は有価証券（以下「動産等」という。）の差押えは、徴収職員がその動産等を占有して行う（国税徴収法 56 条 1 項）。その効力は、徴収職員がその動産等を占有した時に生じる（同条 2 項）。徴収職員が金銭を差し押さえたときは、その限度において、滞納者から差押えに係る国税を徴収したものとみなす（同条 3 項）。有価証券を差し押さえたときは、徴収職員は、その有価証券に係る金銭債権の取立てをすることができ（同法 57 条 1 項）、この場合には、金銭の差押えと同様に、その限度において、滞納者から差押えに係る国税を徴収したものとみなす（同条 2 項）。徴収職員は、必要があると認めるときは、差し押さえた動産等を滞納者又はその財産を占有する第三者に保管させることができる（同法 60 条 1 項）。この場合には、封印、公示書その他差押えを明白にする方法により差し押さえた旨を表示した時に、差押えの効力が生じる（同条 2 項）<sup>(100)</sup>。

## ロ 債権の差押え

債権の差押えは、第三債務者に債権差押通知書を送達して行う（同法 62 条 1 項）。その効力は、債権差押通知書が第三債務者に送達された時に生じる（同条 3 項）。債権でその移転につき登録を要するものを差し押さえたときは、差押えの登録を関係機関に嘱託しなければならない（同条 4 項）<sup>(101)</sup>。

電子記録債権の差押えは、第三債務者及び当該電子記録債権の電子記録をしている電子債権記録機関に債権差押通知書を送達して行う（同法 62 条の 2 第 1 項）。電子記録債権の発生及び譲渡は、記録原簿における電子記録が効力要件であることから、差押えの効力は、債権差押通知書が電子債権記録機関に送達された時に生じる。ただし、第三債務者の権利を保護するため、第三債務者との関係においては、債権差押通知書が

(100) 金子・前掲注(28)1057 頁、吉国ほか・前掲注(95)457-464 頁・476-479 頁。

(101) 金子・前掲注(28)1058 頁、吉国ほか・前掲注(95)482-488 頁。

第三債務者に送達された時に差押えの効力が生じる（同条 3 項）<sup>(102)</sup>。

給与等や地代・家賃など、継続的給付を目的とする契約関係から発生する継続的な収入に対する債権の差押えの効力は、徴収すべき国税の額を限度として、差押後に収入すべき金額に及ぶ（同法 66 条）<sup>(103)</sup>。

徴収職員は、債権の差押えのため必要があるときは、動産等の差押手続に準じて、その債権に関する証書を取り上げることができる（同法 65 条）。債権を差し押さえた場合は、徴収職員は、差し押さえた債権の取立てをすることができ（同法 67 条 1 項）、取り立てたものが金銭であるときは、その限度において、滞納者から差押えに係る国税を徴収したものとみなし（同条 3 項）、取り立てたものが金銭以外のものであるときは、これを差し押さえなければならない（同条 2 項）<sup>(104)</sup>。

#### ハ 不動産等の差押え

不動産の差押えは、滞納者に差押書を送達して行う（同法 68 条 1 項）。その効力は、差押書が滞納者に送達された時に生じる（同条 2 項）。不動産を差し押さえたときは、第三者に対する対抗要件を備えるために、差押えの登記を関係機関に嘱託しなければならないが（同条 3 項）、差押えの登記が差押書の送達前にされた場合は、登記がされた時に差押えの効力が生じる（同条 4 項）。鉱業権の差押えの効力は、差押えの登録がされた時に生じる（同条 5 項）。

登記される船舶、登録を受けた航空機、登録を受けた自動車、登記を受けた建設機械又は登録を受けた小型船舶の差押えは、不動産の差押えに準じて行う（同法 70 条 1 項、71 条 1 項）。徴収職員は、滞納処分のため必要があるときは、これらの財産について監守及び保存のために必要な処分をすることができ（同法 70 条 3 項、71 条 2 項）、この処分が差押書の送達前にされた場合には、その処分をした時に差押えの効力が

---

(102) 吉国ほか・前掲注(95)513-519 頁。

(103) 吉国ほか・前掲注(95)528-529 頁。

(104) 金子・前掲注(28)1058-1059 頁、吉国ほか・前掲注(95)526-527 頁・530-535 頁。

生じる（同法 70 条 4 項、71 条 2 項）<sup>(105)</sup>。

## ニ 無体財産権等の差押え

無体財産権等（動産、有価証券、債権、不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械及び小型船舶を除く全ての財産）のうち、特許権、著作権その他第三債務者等がない財産の差押えは、滞納者に差押書を送達して行う（同法 72 条 1 項）。その効力は、差押書が滞納者に送達された時に生じる（同条 2 項）。無体財産権等のうち、電話加入権、合名会社の社員持分その他第三債務者等がある財産の差押えは、債権に準じて、第三債務者等に差押通知書を送達して行う（同法 73 条 1 項）。その効力は、差押通知書が第三債務者等に送達された時に生じる（同条 2 項）。無体財産権等で、その権利の移転につき登記を要するものを差し押さえたときは、差押えの登記を関係機関に嘱託しなければならない（同法 72 条 3 項、73 条 3 項）、その登記が差押書又は差押通知書の送達前にされた場合は、登記がされた時に差押えの効力が生じる（同法 72 条 4 項、73 条 3 項）。特許権、実用新案権その他の権利で、その処分の制限につき登記をしなければ効力が生じないものとされているものの差押えの効力は、差押えの登記がされた時に生じる（同法 72 条 5 項、73 条 4 項）。

第三債務者等がある無体財産権等のうち、振替社債等の差押えは、振替社債等の発行者及び滞納者が口座の開設を受けている振替機関等（社債、株式等の振替に関する法律 2 条 5 項）に差押通知書を送達して行う（国税徴収法 73 条の 2 第 1 項）。振替社債等の差押えの効力は、差押通知書が振替機関等に送達された時に生じる（同条 3 項）<sup>(106)</sup>。

## 3 財産の換価

### (1) 換価の意義

滞納処分は、強制的に滞納税金を徴収することを終局的な目的としてお

(105) 金子・前掲注(28)1061 頁、吉国ほか・前掲注(95)536-547 頁・550-560 頁。

(106) 金子・前掲注(28)1062 頁、吉国ほか・前掲注(95)562-586 頁。

り、かつ、税金は金銭をもって徴収する必要があることから、差押財産は金銭に換えなければならない、このことを差押財産の換価という。差押財産は、原則として換価しなければならない（国税徴収法 89 条 1 項）、また、差押財産の換価は、原則として公売によらなければならない（同法 94 条 1 項）、公売は、入札又は競り売りの方法で行わなければならない（同条 2 項）。これは、公正な手続で換価を行い、滞納者の利益の保護を図るためである。もともと、差押財産が金銭であるときは、これを直ちに滞納税金に充当することにより（同法 129 条 2 項）、その滞納処分を達成することから、その換価を要しない。また、差押財産が債権であるときは、その目的財産の取立てを行い（同法 67 条 1 項）、その取立てをした財産が金銭であるときは、差押財産が金銭である場合と同様にこれを直ちに滞納税金に配当・充当し（同法 128 条 1 項 2 号、129 条 1 項 1 号）、取り立てた財産が金銭以外のものであるときは、これを差し押さえて（同法 67 条 2 項）、通常差押財産と同様に換価をする。有価証券、第三債務者等がある無体財産権等及び振替社債等についても取立てをすることが認められている（同法 57 条、73 条 5 項、73 条の 2 第 4 項）<sup>(107)</sup>。

## （2）換価の手続

差押財産を公売に付すときは、公売の日の少なくとも 10 日前までに公売公告を行わなければならない（国税徴収法 95 条）。そして、公売公告をしたときは、滞納者、公売財産につき交付要求をした者及び公売財産につき質権等の権利を有する者のうち知っている者に対して公売公告の内容等を通知しなければならない（同法 96 条 1 項）、併せて、公売財産の売却代金から配当を受けることができる者のうち知っている者に対し、債権現在額申立書をその財産の売却決定をする日の前日までに提出すべき旨を催告しなければならない（同条 2 項）。

また、公売に当たっては、近傍類似又は同種の財産の取引価格、公売財

---

(107) 金子・前掲注(28)1072 頁、吉国ほか・前掲注(95)701 頁。

産から生ずべき収益、公売財産の原価その他の公売財産の価格形成上の事情を適切に勘案して、公売財産の見積価額を決定しなければならず（同法 98 条 1 項）、見積価額を決定する場合において、必要と認めるときは、鑑定人にその評価を委託し、その評価額を参考とすることができる（同条 2 項）。そして、公売財産が不動産、競り売りの方法で公売する財産、その他一定の財産の場合には、それぞれ定められた日までに見積価額を公告し（同法 99 条 1 項）、公売財産がその他の財産の場合には、見積価額を記載した書面を封筒に入れ、封をして、公売をする場所に置かなければならない（同条 2 項）。

公売財産の買受けの申込み（入札等）をしようとする者（以下「入札者等」という。）は、税務署長が定める額の公売保証金を現金で納付する方法等により提供しなければならない（同法 100 条 1 項）。

公売を実施し、入札又は競り売りの結果、見積価額以上の入札者等のうち最高の価額による入札者等が、最高価申込者として決定される（同法 104 条）。そして、換価に付した財産については、最高価申込者（随意契約の場合の買受人となるべき者を含む。）に対して、以下の日に売却決定が行われる<sup>(108)</sup>。

① 動産、有価証券又は電話加入権の売却決定

公売の日（随意契約の場合には売却する日、以下合わせて「公売期日等」という。）（同法 111 条）

② 不動産等の売却決定

公売期日等から起算して 7 日を経過した日から 21 日を経過した日までの間で、都道府県警察に対する嘱託の調査（同法 106 条の 2）に通常要する日数を勘案して税務署長が指定した日（この日までに嘱託の結果が明らかでないときは、その結果が明らかになった日）（同法 113 条、国税徴収法施行規則 1 条の 7）

---

(108) 金子・前掲注(28)1073-1075 頁。

そして、売却決定を受けた者（買受人）は、原則として、売却決定の日までに買受代金を現金で納付しなければならず（同法 115 条 1 項、3 項）、買受人は、買受代金を納付した時に換価財産を取得する（同法 116 条）。買受人から買受代金の納付があったときは、税務署長は、売却決定通知書を買受人に交付しなければならず（同法 118 条）、併せて、動産等の引渡し（同法 119 条）、有価証券の裏書等（同法 120 条）、権利移転の登記の嘱託（同法 121 条）、債権等の権利移転の手続（同法 122 条）、換価に伴い消滅する権利の登記の抹消の嘱託（同法 125 条）等、権利の移転に必要な措置をとらなければならない<sup>(109)</sup>。

#### 4 徴収共助

##### (1) 条約の成立経緯等

国境を越える経済取引、企業の海外進出形態の複雑化・多様化等が進む中、国際的な脱税及び租税回避行為に対処するため、各国の税務当局間の相互行政支援のためのネットワークを拡充する必要性が増大している。欧州評議会及び経済協力開発機構は、このような状況の下で、各国の税務当局間の相互行政支援のためのネットワークを拡充するため、1980 年代後半以降、専門家会合を設け、各国の税務当局間の円滑な相互行政支援を実現するための多数国間条約の作成に取り組んできた結果、租税に関する相互行政支援に関する条約（以下「税務行政執行共助条約」という。）が、欧州評議会閣僚委員会及び経済協力開発機構理事会において作成された。この条約は、昭和 63 年（1988 年）1 月に欧州評議会の加盟国及び経済協力開発機構の加盟国に対して署名のために開放され、平成 7 年（1995 年）4 月に効力を生じた<sup>(110)</sup>。相互行政支援の対象は、①租税に関する締結国の

---

(109) 金子・前掲注(28)1075 頁。

(110) 外務省ホームページ「租税に関する相互行政支援に関する条約及び租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書の説明書」1 頁  
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000003669.pdf>) (令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧)。



法令の運用、執行に関連する情報を交換（情報交換）、②租税債権の徴収を相互に援助（徴収共助）、③租税に関する文書の送達を依頼（送達共助）の 3 項目となっている（同条約 1 条 2 項）。

このような状況の下、我が国でも、国外への財産移転などによる国際的な徴収回避に適切に対応するため、平成 23 年度税制改正大綱において、徴収共助について具体的な検討を行う旨が決定され、平成 23 年（2011 年）11 月 3 日に税務行政執行共助条約及び同条約を改正する議定書に署名し、平成 25 年（2013 年）10 月 1 日に発効した。税務行政執行共助条約においては、徴収共助について、①要請国において徴収することが可能な状態にあり、かつ、課税に関する争いがされていない場合に徴収共助を要請することができ（同条約 11 条 2 項）、②要請に係る租税債権は、被要請国においていかなる優先権も付与されない（同条約 15 条）ことなどが定められている。

また、我が国の徴収共助は、二国間租税条約（以下「二国間条約」という。）によっても要請することができる<sup>(111)</sup>。

## （2）現状

我が国が税務行政執行共助条約等に署名したことを踏まえ、平成 24 年度税制改正において、徴収共助や送達共助に関する「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」（昭和 44 年法律第 46 号）（以下「租税条約等実施特例法」という。）等の規定の整備が行われた。徴収共助については、租税条約等実施特例法 11 条等が改正され、外国から徴収の共助の要請があった場合に関する規定として、外国からの要請に応じない事由、徴収共助の実施に係る具体的な手続及び外国租税債権の優先権の否定等に関する規定が整備された。また、我が国が外国に徴収共助を要請する場合に関する規定として、外国に徴収の共助を要請した国税の徴収権の時効の中断や国税の徴収の時期に関する規定なども整

---

(111) 我が国と相手国との二国間で締結される租税条約で、徴収共助の規定が含まれる条約を締結している国との間で徴収共助が可能となる。

備された<sup>(112)</sup>。

その結果、一般的な租税滞納事案に関して、我が国が徴収共助の要請をすることができる国又は地域は、税務行政執行共助条約の締結国の増加及び二国間条約の締結・改正の進捗により、令和 3 年 4 月 1 日現在で 72 の国・地域に拡大している<sup>(113)</sup>。

### (3) 徴収共助の限界

条約は国家間を拘束するが、一般的に、国家は締結する条約に留保を付すことが認められている。税務行政執行共助条約においても、条約当事国は、条約が発効された後でも、徴収共助だけは支援をしない、あるいは特定の税目について徴収共助は支援をしないといったような条約の一部を実施しないとす国家の意思表示として、留保を付することができる。

二国間条約においても、我が国と二国間条約を締結しているものの、徴収共助規定がないものについては、順次、徴収共助規定を含む条約への改正が行われているが、依然として、条約改正に至らない相手国は存在している。また、既存の二国間条約の中には、一般的な租税滞納事案を対象とする包括的な徴収共助規定ではなく、租税条約上の特典（租税の減免等）濫用による租税滞納事案のみを対象とする限定的な徴収共助規定を含む条約が存在している。

このように、条約の枠組みはあっても相手国が徴収共助を留保している場合や、二国間条約で徴収共助規定がない場合又は限定的な徴収共助規定の場合には、一般的な租税滞納事案を対象とする徴収共助の要請は断念せざるを得ない状況にある。

### (4) 国税の徴収共助の要件

我が国が外国に対し徴収共助の要請をした場合、その外国は我が国との

---

(112) 吉国ほか・前掲注(95)1281 頁。

(113) 財務省ホームページ「令和 3 年度 税制改正の解説」993 頁

([https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/tax\\_reform/outline/fy2021/explanation/p939-1010.pdf](https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2021/explanation/p939-1010.pdf)) (令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧)。

間の租税条約等の規定により徴収共助に応じる義務をその租税条約等により負うことになるが、税務行政執行共助条約や OECD モデル租税条約<sup>(114)</sup>の規定によれば、次の要件を満たしている必要がある<sup>(115)</sup>。

- ① 徴収共助の規定がある租税条約等の相手国等への要請であること
- ② 租税条約等の規定により徴収共助の対象となる租税債権であること
- ③ 租税債権の状態が租税条約等の定める要件を充足していること
- ④ 租税条約等によりその租税条約等の相手国等が共助する義務を負わないときでないこと

上記④の要件に関して、税務行政執行共助条約21条2項gにより、要請国が自国の法令又は行政上の慣行の下でとることができる全ての合理的な措置をとっていない場合（当該措置をとることが過重な困難を生じさせる場合を除く。）には、被要請国は、行政支援を行う義務は負わないこととされている。このため、「例えば、納税者の日本国内の財産や第二次納税義務者の存在が把握されているなど、わが国の国内法や徴収実務の下で容易に徴収できるにも関わらず共助要請をすること」は、徴収共助に関連する被要請国の拒否事由とされている<sup>(116)</sup>。

---

(114) 財務省ホームページ「租税条約に関する資料『租税条約の概要』」

([https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/international/tax\\_convention/index.htm](https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/tax_convention/index.htm))  
(令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧)。「租税条約には、国際標準となる『OECD モデル租税条約』があり、OECD 加盟国を中心に、租税条約を締結する際のモデルとなっている。OECD 加盟国である我が国も、概ねこれに沿った規定を採用している。」と説明されている。

(115) 吉国ほか・前掲注(95)1293-1294 頁。

(116) 財務省ホームページ「平成 24 年度 税制改正の解説」552 頁

([https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/10404234/www.mof.go.jp/tax\\_policy/tax\\_reform/outline/fy2012/explanation/pdf/p508\\_612.pdf#page=2](https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/10404234/www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2012/explanation/pdf/p508_612.pdf#page=2)) (令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧)。

## 第 2 節 NFT に関する国内の検討状況等

### 1 Web3.0 研究会における検討状況

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和 4 年 6 月 7 日閣議決定)等において「ブロックチェーン技術を基盤とする NFT (非代替性トークン) の利用等の Web3.0 の推進に向けた環境整備」が盛り込まれたことを踏まえ、所要の検討を行うべく、令和 4 年 9 月 30 日、デジタル庁に「Web3.0 研究会」を設置することが発表された。同研究会は、同年 10 月 5 日から同年 12 月 23 日にかけて計 12 回開催され、同月 27 日に、同研究会の取りまとめ報告書として「Web3.0 研究会報告書」が公表されている<sup>(117)</sup>。

同報告書で、NFT について、「NFT が表章しているコンテンツに係る権利を保有するクリエイターの保護が図られていない、暗号資産該当性の判断基準が明確でない、NFT 発行者がコンテンツに係る権利を保有しているとは限らない、コンテンツに係るセキュリティが確保されていない事例が多い、資金洗浄への利用が懸念される等の指摘がなされている。NFT そのものの性質が多様多様であり、法令等における位置付けや様々な課題への対応は個別具体的に検討する必要がある。これについても、国際的な議論の動向を踏まえて、事業者・業界団体のガイドライン策定等への支援を含めた適切な対応が必要と考えられる。」と報告されている<sup>(118)</sup>。

また、同報告書で、Web3.0 の健全な発展に向けた基本的方向性として、「デジタル資産の取引をめぐる利用者保護上の課題については、指摘されているリスクを踏まえた規制の枠組みを検討し、信頼性確保の取組を検討していく必要がある。この点、市場の成長により生じる利用者トラブルやクリエ

(117) デジタル庁ホームページ「Web3.0 研究会」

(<https://www.digital.go.jp/councils/web3/>) (令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧)。

(118) デジタル庁ホームページ「Web3.0 研究会『Web3.0 研究会報告書～Web3.0 の健全な発展に向けて～』(2022 年 12 月) 14 頁

([https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/a31d04f1-d74a-45cf-8a4d-5f76e0f1b6eb/a53d5e03/20221227\\_meeting\\_web3\\_report\\_00.pdf](https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/a31d04f1-d74a-45cf-8a4d-5f76e0f1b6eb/a53d5e03/20221227_meeting_web3_report_00.pdf)) (令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧)。

イターの権利保護の問題は適切に検討しつつも、市場の成長を阻害しないように留意していくべきであろう。その際には、国際的に見ても規制の枠組みの変化の激しい分野であることから、いたずらに国内の規制のみを先行させるのではなく、グローバルの動向を踏まえるとともに、将来の環境変化に柔軟に対応できるような対応を検討すべきである。」と報告されている<sup>(119)</sup>。

## 2 web3 ホワイトペーパーにおける提言

令和 5 年 4 月 6 日、自由民主党デジタル社会推進本部 web3 プロジェクトチームは、「web3 ホワイトペーパー～誰もがデジタル資産を利活用する時代へ～(案)」を取りまとめて公開し、翌月 9 日、同ホワイトペーパーを内閣総理大臣に申し入れている。その中で様々な提言がなされているが、そのうち、「web3 のさらなる発展を見据え議論を開始・深化すべき論点」のひとつとして、「デジタル資産取引の私法上の取扱いの明確化」について、「わが国が web3 政策を推進し、世界をリードしていくためには、デジタル資産に対する規制法を整備するだけでなく、国際的な潮流を踏まえつつ、関係省庁が連携し、デジタル資産の性質・内容やデジタル技術的観点に即して、その移転の効力等に関する私法上の課題の把握・整理を進めることが重要である。具体的には、関係する研究や議論を奨励し、デジタル資産の移転の効力等に関する私法上の取扱いの明確化に向けた国際的な動向をフォローし、日本におけるルールとの違いや、民間における技術革新や契約実務の積み重ねの状況を踏まえ、デジタル資産の取引において法的不確実性を生じさせている課題を整理していくことが考えられる。」と提言されている<sup>(120)</sup>。

(119) デジタル庁ホームページ・前掲注(118)20 頁。なお、Web3.0 研究会においては、デジタル資産を、①暗号資産、②証券トークン、③これ以外の多様なトークンの 3 つに分類して議論がなされており、NFT は③に分類されている。

(120) 自由民主党ホームページ「自由民主党デジタル社会推進本部 web3 プロジェクトチーム『web3 ホワイトペーパー～誰もがデジタル資産を利活用する時代へ～』(2023 年 4 月) 21 頁 ([https://storage.jimin.jp/pdf/news/policy/205802\\_2.pdf](https://storage.jimin.jp/pdf/news/policy/205802_2.pdf)) (令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧)。なお、本提言では、デジタル資産は、暗号資産、ステーブルコイン(電子決済手段)、NFT 等としている。

### 第 3 節 NFT に関する海外の法規制の動向

前節のとおり、Web3.0 研究会報告書で、NFT について、「NFT そのものの性質が多様であり、法令等における位置付けや様々な課題への対応は個別具体的に検討する必要がある。これについても、国際的な議論の動向を踏まえて、事業者・業界団体のガイドライン策定等への支援を含めた適切な対応が必要と考えられる。」と報告されている。また、web3 ホワイトペーパーで、「デジタル資産取引の私法上の取扱いの明確化」について、「国際的な潮流を踏まえて」や「国際的な動向をフォローし」などと提言されていることから、本節では、NFT に関する海外の法規制の動向について確認する。

#### 1 米国<sup>(121)</sup>

NFT は、暗号資産と同様に、デジタル資産の一部を構成すると考えられているところ、米国において、NFT を他のデジタル資産と区別して単独で規制する法令は、現時点では制定されていない。2022 年 9 月 16 日のバイデン政権によるデジタル資産の規制に関するフレームワークにおいて、「6.不正資金対策」として、「銀行機密保護法、反チップオフ法、無許可の資金移動に対する法律を改正し、デジタル資産取引所や NFT プラットフォームを含むデジタル資産サービスプロバイダーに適用するよう議会に求めるか否かを検討」されることが議論されている。

現段階では、知的財産法をはじめとする、現存する他の法規制との関係で、NFT をいかに取り扱うかが議論されている段階かと思われる。例えば、SNS のアイコンに使われるプロフィールピクチャ (PPF) は、NFT 取引対象の一例であるが、米国において PFP が著作権の保護対象となるのか、また、PPF

---

(121) 稲垣弘則ほか「我が国と諸外国における Web3・メタバース関連法規制の動向(2)」N&A ニューズレター2023年1月26日号3頁  
([https://www.nishimura.com/sites/default/files/newsletters/file/newsletter\\_230126\\_web3\\_metaverse\\_north\\_america\\_europe.pdf](https://www.nishimura.com/sites/default/files/newsletters/file/newsletter_230126_web3_metaverse_north_america_europe.pdf)) (令和5年6月20日最終閲覧)。

の販売時に売主から買主に対して著作権が完全に移転されるのか、法的には議論が残るものと解されている。主要な PFP 出品者は、PFP が著作権により保護され、これが売買により完全に著作権が移転するという見解を主張している一方、裁判所による法的な見解は示されていない。

前記の点は、NFT 自身が著作権の保護対象か否かという論点であるが、その他、NFT が、現存する著作権その他の知的財産権を侵害する可能性があるか否かについても、法的議論の対象となっている。例えば、大手高級ブランド社が、同社が商標権を有しているバッグと類似するデザイン及び名称の NFT アートを作成・販売するアーティストに対して、某州連邦地裁において、商標権侵害を理由とする民事訴訟を提起している<sup>(122)</sup>。

## 2 英国<sup>(123)</sup>

英国では、現時点で、NFT に特化した法規制は存在せず<sup>(124)</sup>、暗号資産の一種として認識されている。英国の金融規制当局である金融行動監視機構 (FCA) が 2019 年に公表したガイダンスでは、暗号資産を電子マネー・トークン、セキュリティ・トークン、規制対象外トークンの 3 種類に分類しているところ、ほとんどの NFT は規制対象外トークンに分類されると考えられている。

しかしながら、NFT が電子マネー・トークンやセキュリティ・トークンに類似した特性を示す場合には規制対象となる可能性もあるので、NFT の分類に当たっては、個々の NFT の性質を分析する必要がある。また、英国のマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策 (AML/CFT) に関する規則であ

---

(122) なお、本訴訟では、大手高級ブランド社が勝訴し、アーティストに対して、大手高級ブランド社に損害賠償金を支払うよう命じる評決が下がっているが、アーティストは控訴する方針との報道がある。

(123) 稲垣弘則ほか「我が国と諸外国における Web3・メタバース関連法規制の動向(3)」N&A ニューズレター2023年1月27日号 2-3 頁  
([https://www.nishimura.com/sites/default/files/newsletters/file/newsletter\\_2301\\_27\\_web3\\_metaverse\\_north\\_america\\_europe.pdf](https://www.nishimura.com/sites/default/files/newsletters/file/newsletter_2301_27_web3_metaverse_north_america_europe.pdf)) (令和5年6月20日最終閲覧)。

(124) 英国では、現在、暗号資産についても特化した法規制は存在しない。

る「The Money Laundering, Terrorist Financing and Transfer of Funds (Information on the Payer) Regulations 2017」(MLRs)は、暗号資産を「価値又は契約上の権利を暗号化して保護したデジタルな表章であり、分散型台帳技術の一種を使用し、電子的に転送、保存、又は取引することができるもの」と広く定義しているため、NFT を扱っている暗号資産取引所やカストディ企業についても、NFT を他の暗号資産(例えばイーサ)と交換するサービスを提供している場合には、同法に基づく FCA への登録が必要となる可能性がある。

税制においても、売却の際にはキャピタルゲイン課税の対象になるなど、一般的には他の暗号資産に準じて取り扱われるが、個々の NFT の性質によっては、異なる取扱いがなされる可能性もある。

英国において最も注目されている NFT に関連する法的な論点は、NFT の譲渡に伴う知的財産権の移転である。英国では、NFT の取引により購入者はトークン自体を保有する権利を得ることができるが、明示的な別段の合意がない限り、それによって関連する資産の知的財産権を取得しないと整理されており、購入対象のトークンに関連する権利やセキュリティについては、購入前に慎重に調査する必要があるとされている。

### 3 ドイツ<sup>(125)</sup>

ドイツでは、現在、NFT に特化した法規制は存在せず、暗号資産に適用される銀行法、投資会社法、電子証券法等の既存の規制がどこまで適用されるかについて、議論のあるところである<sup>(126)</sup>。NFT の非代替性、活用分野や技術上の多様性といった性質に鑑みると、銀行法の定める暗号資産の定義、「中央銀行又は公的機関によって発行又は保証されておらず、通貨又は貨幣の法的地位を有していないものの、契約又は慣習によって交換又は支払の手段と

---

(125) 稲垣ほか・前掲注(123)4-5 頁。

(126) ドイツでは、現在、暗号資産についても特化した法規制は存在せず、暗号資産は銀行法、投資会社法、電子証券法等の既存の規制枠組に基づき規制されている。



して、又は投資目的のために自然人又は法人によって受け入れられ、電子的に送信、保存及び取引可能な価値のデジタルな表章」に該当するか否かは、現状ケースバイケースで判断されると考えられている。

また、ドイツにおいても創作的な表現としての画像・動画等が NFT 化されて取引が行われている場合が多いことから、しばしば著作権その他の関連する法規制の適用を受ける可能性がある。例えば、著作権で保護されたデジタル作品に関する NFT も同様に著作権として保護される場合には、デジタル作品の著作者が原始的に NFT に係る権利をも保有するものとも考えられている。また、企業及び消費者の双方が、NFT の作成・発行に関与する場合には、通信販売に関する規制なども適用される可能性があり、例えば、ドイツ民法で定められている情報提供義務等も考慮する必要がある。

#### 4 フランス<sup>(127)</sup>

フランスでは、現在、暗号資産・暗号通貨を含む「デジタル資産」については、フランスの「企業の成長とビジネス変革のための行動計画」及び金融法によって規制されているため、NFT について、特化した法規制は存在しないものの、一方で、これらの既存の法規制から除外されているわけでもない。そのため、フランス法の下で NFT に関する事業を行うためには、当該 NFT が、トークン等として規制対象になるかどうかについて、個々の特性に基づき、ケースバイケースで分析する必要があると考えられている。特に、その分析においては、当該 NFT が、いかなる企業により、どのような環境下で NFT が流通すると想定されるか等の事情が考慮され得ると考えられている。近時、フランス発祥の NFT とファンタジースポーツ<sup>(128)</sup>を組み合わせた新しいサービスが展開され始めているようであるが、NFT に係る事業内容によつ

---

(127) 稲垣ほか・前掲注(123)5-6 頁。

(128) ファンタジースポーツとは、実在のスポーツ選手を一定の条件下で選定して仮想チームを編成し、当該仮想チームに所属する選手が実際の試合で残した成績を基に付与されるポイントを競うシミュレーションゲームをいう。

ては、フランス法特有のゲームや賭博に関する規制が及ぶ可能性もあることから、特に消費者の射幸心を煽る NFT ゲーム等のサービス展開の実施検討に当たっては、賭博や広告規制に留意が必要という指摘がある。さらに、フランスにおいても他国と同様に著作権等の知的財産権に関連する議論が活発に行われているようで、芸術作品や保護されたデジタル作品のリンクを含む NFT の作成者の知的財産権を明確化する必要がある等の議論がある。

## 第 4 節 個別ケースの検討

NFT の利用領域が広がっており、NFT が様々なデジタルコンテンツや現物資産と紐づいているところであるが、本節では、NFT に対する滞納処分上の問題点等の抽出及びその対応策等の検討に当たり、まずは、NFT 財産がデジタルコンテンツか現物資産かによって、具体的にはデジタルアートと現物の絵画を例にして検討する。また、NFT 財産（デジタルアート）を NFT マーケットプレイスに出品している場合や、転売時のロイヤリティを設定して NFT を発行している場合など、個別のケースについて検討を行う。なお、検討に当たっては、滞納者は NFT 財産に対して正当な権限を有するものとし、また、データ関係のデジタル技術的な点は考慮しないものとする。さらに、財産の所在について特に記述がない場合は、NFT 財産は日本国内にあるもの（国税徴収法施行地域内にあるもの）とする。

### 1 NFT 財産がデジタルアートの場合

#### （1）問題点等の抽出

滞納者自らが管理して NFT 財産（デジタルアート）を保有する場合、現行の国税徴収法では、一般的に、本章第 1 節 2（1）で記述した差押えの対象となる財産の要件は具備しているものと認められ、財産の区分は、暗号資産と同様に、「第三債務者等がない無体財産権等」に該当することになる（国税徴収法 72 条）。このため、法律的に差押えは可能であり、その手

続は滞納者に差押書を送達して行うことになる。この場合、第 1 章 4 で記述したとおり、NFT 単体では財産的な価値はないものと考えられるため、①NFT、②デジタルアートに係るメタデータ及び③デジタルアート自体を一体（以下「NFT アート」という。）として差し押さえる必要があるものとする。なお、NFT の内容が、NFT の保有者に「著作物を利用する権利」<sup>(129)</sup>を付与するようなものであれば、当該 NFT アートは、現行の国税徴収法で、「第三債務者等がある無体財産権等」に該当することになる（同法 73 条）。この場合も、法律的に差押えは可能であり、その手続は、著作権者を第三債務者として、第三債務者に差押通知書を送達して行うことになる。

しかしながら、前記の差押手続を行ったとしても、暗号資産の場合と同様に、滞納者は当該 NFT の保有者アドレスを自由に変更でき、これにより当該デジタルアートやその利用権を第三者に移転させることができる状況にあり、差押えの実効性が伴わないなどの問題がある。

## （2）問題点等の整理

差押えにより、その差押財産については、差押債権者（国）に不利益となる法律上又は事実上の処分を禁止する効力が生じることから、差押え後における差押財産の譲渡や権利設定等の処分は、その譲渡や処分の当事者間では有効であるが、差押債権者に対抗することができない。このため、滞納者が差押え後に差押財産を第三者に譲渡し、仮に、譲受人である第三者から差押えの解除を要求されたとしても、差押債権者はこれに応じる必要はなく、差押財産の換価等の滞納処分を進めることができる。差押財産が、①動産であれば、徴収職員によるその動産の占有や、第三者にその動産を保管させる場合における封印、公示書等による差押えの表示、②債権であれば、第三債務者に対する履行の禁止、③不動産や権利の移転につき

---

(129) 国税徴収法基本通達 73 条関係 1(14)－2 及び 46－2。「著作物を利用する権利」とは、著作権者の許諾に係る利用方法及び条件の範囲内において、その許諾に係る著作物を利用することができる権利をいう。

登記等を要する無体財産権等であれば、差押えの登記等など、財産の区分や種類に応じて差押えの実効性を担保する手続が国税徴収法に規定されている。

しかしながら、NFT アートについては全てがデータであり、また、前記のとおり滞納者は NFT の保有者アドレスを自由に変更できる状況にあることから、現行の国税徴収法では、データの移転を止める措置などデータへの対応ができない状況にあり、差押えの実効性が担保されない。

### (3) 検討

第 3 章 5 で記述したとおり、データである暗号資産そのものについては、国税徴収法、民事執行法又は組織犯罪処罰法の各現行法においては、差押えが困難又は没収が不可能な状況となっており、関係法令を含めて実効性のある法整備が必要となっている。また、本章第 2 節 2 の「web3 ホワイトペーパー」で提言されている、NFT や暗号資産などの「デジタル資産取引の私法上の取扱いの明確化」について、今後、民法や民事執行法などの民事法令の改正に向けた議論等が本格的になされていくものと思われる。

このため、現状において、民法や民事執行法などの民事法令の議論自体が少ないことから、「検討」の記述は省略することとする（後記 2 以降も同じ）。

### (4) 対応策等の提案

NFT アートの差押えの実効性を担保するため、差押えに当たっては、滞納者が当該 NFT を第三者に移転できないような措置、例えば、NFT のインデックスデータ上に差押えの表示を行うことにより第三者への移転が不可になるような措置、あるいは、差押えにより保有者アドレスを便宜的に差押債権者に変更することができるような措置が必要になるものとする。

また、例えば保有者アドレスが A から B に移転することにより NFT が移転することになるが、NFT の発行からその後の取引の全履歴がブロックチェーンに記録されている。このため、取引の安全性の観点から、当該 NFT アートの差押えを行う場合には、不動産の差押え時における第三者対抗要

件としての差押登記、無体財産権等の差押え時における権利移転のための差押登記、差押動産を滞納者等に保管させる場合における封印、公示書等による差押表示のように、NFT 上に差押えの表示を行うなどの措置も必要になるものとする。

さらに、NFT アートがデータであることからすると、ブロックチェーンの外側で管理されるメタデータ及びデジタルアートについては、一般的に、IPFS を利用するなどしてデータ消失防止の措置が講じられているものの、データ消失の可能性は否定できないことから、安全性を確保した上で、これらのデータを差押債権者の管理下に移動させるなど、データ消失防止の措置も必要になるものとする。

## 2 NFT 財産が現物の絵画の場合

### (1) 問題点等の抽出

滞納者が NFT に紐づく現物の絵画（以下「NFT 絵画」という。）を保有する場合、一般的に、当該 NFT 絵画は滞納者に帰属するものと考えられるため、「動産」として差し押さえることになるが（国税徴収法 56 条）、当該 NFT が当該絵画の所有権を証明するようなものであれば、当該 NFT に対しても何らかの措置が必要になるのではないかと考える。なお、この際、当該 NFT の保有者アドレスを第三者に変更できないようにする措置も必要になるものとするが、前記 1 と同様であることから、本項では記述を省略する。

### (2) 問題点等の整理

ここで、債権の差押えの場合において、差押えのため必要があるときは、動産の差押手続に準じて、その債権に関する証書を取り上げることができ（同法 65 条）が、この「差押えのため必要があるとき」には、「換価、権利の移転のため」も含まれるとされている<sup>(130)</sup>。仮に、差し押さえた NFT

---

(130) 国税徴収法基本通達 65 条関係 1。

絵画を公売する場合には、買受人への当該絵画の引渡し（同法 119 条）に併せて、後記 4 と同様に、職権で NFT の保有者アドレスについても買受人に変更する必要があるものと想定される。

### （3）対応策等の提案

このため、NFT 絵画の差押えに当たっては、徴収職員による当該絵画の占有に併せて、債権差押え時における債権証書の取上げと実質的に同様の措置、例えば NFT のインデックスデータ上に差押えの表示を行うなどの措置を講じた上で、公売時に職権で NFT の保有者アドレスを買受人に変更することができるような措置も必要になるものとする。

## 3 NFT アートを NFT マーケットプレイスに出品している場合

### （1）問題点等の抽出

滞納者が NFT アートを NFT マーケットプレイスに出品している場合において、当該 NFT アートの差押えはどのように行うべきであろうか。

### （2）結論

暗号資産の場合と同様に、当該マーケットプレイスを第三債務者として、NFT アートの返還請求権を差し押さえることは可能であると考えますが、暗号資産の場合とは異なり、返還を受けた NFT アートについて、前記 1 の対応や措置が必要になるものとする。なお、NFT は、保有者アドレスにより保有者を判断でき、その帰属が明確になっていることから、NFT マーケットプレイスに出品されたままの状態、NFT アートの差押えを行うことも考え得るが、出品者は NFT マーケットプレイス運営会社に対して利用規約等に基づいて NFT アートの販売等を委任していることからすると（民法 643 条）、上記のとおり NFT アートの返還請求権の差押えは必要であるとする。

#### 4 NFT アート等の換価

##### (1) 問題点等の抽出

NFT アートや NFT 絵画の換価に当たって、一般的な換価手続以外に NFT に特有な換価手続の必要の有無が不明確であることから、この点について考える。

##### (2) 問題点等の整理

差押財産は、原則として換価しなければならない(国税徴収法 89 条 1 項)、また、差押財産の換価は、原則として公売(入札又は競り売り)によらなければならない(同法 94 条)。公売財産の買受人から買受代金の納付があったときは、税務署長は、売却決定通知書を買受人に交付しなければならない(同法 118 条)、併せて、動産等の引渡し(同法 119 条)、有価証券の裏書等(同法 120 条)、権利移転の登記の嘱託(同法 121 条)、債権等の権利移転の手続(同法 122 条)、換価に伴い消滅する権利の登記の抹消の嘱託(同法 125 条)等、権利の移転に必要な措置をとらなければならない。

##### (3) 結論

NFT アートや NFT 絵画の換価についても、原則として公売によることになるものとする。換価手続のひとつとして、公売財産の買受人から買受代金の納付があったときは、不動産や著作権など権利の移転につき登記、登録を要する財産については、税務署長は、権利移転の登記等を関係機関に嘱託しなければならないが、NFT の移転は、NFT の保有者アドレスが移転することであることから、NFT アートや NFT 絵画を換価した場合にも、職権で NFT の保有者アドレスを買受人に変更する必要があるものとする。

#### 5 NFT マーケットプレイス運営会社に対する売却命令等

##### (1) 問題点等の抽出

差押財産の換価は、原則として公売(入札又は競り売り)によらなければならない、現在、競り売りの方法としてインターネット公売も実施されて

いるが、NFT の取引は、NFT マーケットプレイスを介して行うことが一般的であることに着目して、NFT アート等の換価に当たって、公売以外の換価方法が可能であるか否かについて考える。

## (2) 問題点等の整理

民事執行法では、不動産、船舶、動産及び債権以外の財産権（その他の財産権）に対する強制執行については、特別の定めがあるもののほか、債権に対する強制執行（以下「債権執行」という。）の例によるとされている（民事執行法 167 条 1 項）。そして、債権執行では、被差押債権について取立て等が困難な場合には、執行裁判所が特別の換価方法を命じることができる<sup>(131)</sup>とされている。具体的には、被差押債権について、①裁判所が定めた価額で支払に代えて差押債権者に譲渡する命令（譲渡命令）、②債権の売却を執行官に命じる命令（売却命令）、③管理人を選任して債権の管理を命じる命令（管理命令）、④その他相当な方法による換価を命じる命令である（同法 161 条 1 項）<sup>(132)</sup>。そして、④については、換価について専門的能力を有しており、売却実施及び事後手続の適正についても信頼できる者がいる場合には、その者に委託して売却させることは許されると解されている<sup>(132)</sup>。

一方、国税滞納処分においては、取引所の相場がある財産をその日の相場で売却するときなど、一定の要件に該当するときは、差押財産を、公売に代えて、随意契約により売却することができる<sup>(133)</sup>とされているが（国税徴収法 109 条 1 項）、現行の国税徴収法では、民事執行法で規定されているような特別な換価方法は認められていない。

## (3) 対応策等の提案

NFT の取引は、NFT マーケットプレイスを介して行うことが一般的であることから、差し押さえた財産が NFT アートなどデジタルコンテンツの場合には、その換価については NFT マーケットプレイスを介して行う

(131) 伊藤眞ほか編集『条解民事執行法』1391 頁（弘文堂、2019）。

(132) 香川保一監修『注釈民事執行法〔第 6 巻〕』716 頁（金融財政事情研究会、1995）。



ことが合理的であるとする。また、NFT マーケットプレイス運営会社は、NFT の売却について専門的知識を有していることから、当該運営会社が売却実施及び事後手続の適正について信頼できる者であることを条件に、国税滞納処分においても、民事執行法で規定されているような特別な換価方法（売却命令等）、すなわち、当該運営会社に NFT アート等の換価（売却）の命令等ができるような措置を設けてもよいのではないかと考える。

## 6 NFT 発行者（著作権者）が滞納した場合

NFT アートの作者（発行者）が滞納者である場合に、差押えの対象となり得る財産としては、①NFT アート、②NFT アートの著作権、③NFT アートの転売時におけるロイヤリティが挙げられるが、以下それぞれについて記述する。

### （1）NFT 財産の差押え

NFT アートの作者（発行者）が滞納者で、その作者が当該 NFT アートを流通させずに保有している場合には、前記 1 と同様である。

### （2）著作権の差押え

有形・無形を問わずある作品等が著作物に該当すれば、登録を要せずに、当然に著作者に著作権が発生することになる。このため、NFT アートの作者（発行者）が滞納者で、その作者に著作権を残したまま NFT アートが流通している場合は、法律的に当該 NFT アートの著作権を「第三債務者等がない無体財産権等」として差し押さえることは可能である（国税徴収法 72 条）。ただし、著作権の移転や処分の制限などについては、文化庁長官が管掌する著作権登録原簿に著作権の登録をしなければ、第三者に対抗することができないとされている（著作権法 77 条、78 条 1 項）。

### （3）転売時のロイヤリティの差押え

NFT アートの作者が滞納者で、その作者が、転売（二次流通）時のロイヤリティを得られるように設計して NFT を発行している場合において、当該ロイヤリティについては、購入者を第三債務者として、その支払請求

権（債権）を差し押さえることになるが、現行の国税徴収法では、転売の都度、差押えを行う必要がある。しかしながら、転売の時期を把握するのは困難であることから、差押えも困難になるものと想定される。このため、転売時のロイヤリティについて、将来の継続債権として差押えができるような措置、例えば NFT 上で当該ロイヤリティの継続的な差押えができるような措置が必要であると考ええる。

## 7 NFT 発行者が日本国内に営業所等を有しない外国法人や日本に居住しない者の場合

### (1) 問題点等の抽出

滞納者が、日本国内に営業所等を有しない外国法人や日本に居住しない者（以下「外国法人等」という。）が発行した NFT アートを保有している場合で、当該 NFT が、NFT の保有者に当該 NFT アートの二次的利用権を付与するものである場合に、当該 NFT アートの二次的利用権の差押えは可能であろうか。

### (2) 問題点等の整理

ここで、差押えの対象となる財産については、国税徴収法施行地域内にあるものでなければならないが、国税徴収法は、財産の所在地の判定に関する規定を置いておらず、相続税法 10 条（財産の所在）に定めるところに準ずるものとされている<sup>(133)</sup>。そして、同条 1 項 11 号は、「著作権、出版権又は著作隣接権でこれらの権利の目的物が発行されているものについては、これを発行する営業所又は事業所の所在」と規定している。

### (3) 結論

このため、NFT アートの発行者が外国法人等の場合には、当該 NFT アートの二次的利用権（著作権）の差押えはできないものと考ええる。

---

(133) 国税徴収法基本通達 47 条関係 6 なお書き。

我が国で差押えができない場合には、徴収共助等の要請を検討することになる。

## 8 NFT マーケットプレイス運営会社が外国法人の場合

### (1) 問題点等の抽出

滞納者が NFT アートを NFT マーケットプレイスに出品している場合において、当該 NFT アートの差押えを行うためには、前記 3 のとおり、まずは、当該マーケットプレイスを第三債務者として、当該 NFT アートの返還請求権の差押えを行い、当該 NFT アートの返還を受ける必要があるが、NFT マーケットプレイス運営会社が外国法人の場合に、NFT アートの返還請求権の差押えは可能であろうか。

### (2) 問題点等の整理

前記 7 のとおり、差押えの対象となる財産の所在地については、相続税法 10 条に定めるところに準ずるものとされており、同条 1 項 13 号は、「前各号に掲げる財産を除くほか、営業所又は事業所を有する者の当該営業所又は事業所に係る営業上又は事業上の権利については、その営業所又は事業所の所在」と規定している。

### (3) 結論

このため、NFT マーケットプレイス運営会社が外国法人であっても日本国内に営業所又は事業所を有し、NFT アートの返還請求権が、当該営業所又は事業所に係る営業上又は事業上の権利である場合には、差し押さえることは可能であると考えられる。しかしながら、NFT マーケットプレイス運営会社が日本国内に営業所又は事業所を有しない外国法人である場合には、当該運営会社に対する NFT アートの返還請求権については、差し押さえることはできないであろう。

## 第 5 節 小括

前節において、NFT アートと NFT 絵画に対する滞納処分を例にして、個別ケースにおける滞納処分上の問題点等の抽出及びその対応策等の検討を行ったが、対応策等の多くはデータ関係のデジタル技術的な措置が必要であり、国税徴収法は手続法であることから、いずれも国税徴収法の改正が必要になるものとする。なお、本章第 2 節 2 の「web3 ホワイトペーパー」で提言されている、NFT や暗号資産などの「デジタル資産取引の私法上の取扱いの明確化」のためには、「国際的な潮流を踏まえつつ、関係省庁が連携し、デジタル資産の性質・内容やデジタル技術的観点に即して、その移転の効力等に関する私法上の課題の把握・整理を進めることが重要である。」とされている。これに伴って、民法や民事執行法などの民事法令の改正もなされるものと想定されることから、国税徴収法の改正に当たっては、これらの関係法令の改正に向けた議論や検討の内容を注視するとともに、これらの関係法令の改正と併行して行っていく必要があるものとする。

一方、滞納整理の実務においては、滞納者が NFT 財産を保有している、あるいは、利用していることを把握した場合には、財産調査の一環として、当該 NFT 財産の種類や内容、当該 NFT が表す権利の内容などを調査して、情報を蓄積していく必要があるものとする。その際、滞納者が継続的あるいは高額な NFT 財産の取引を行っていることや、大量の NFT 財産を保有していることなどを把握した場合には、速やかに課税部門に対して情報提供を行う必要があるものとする。

## 結びに代えて

近年、NFT アートの高額取引の報道や、デジタル社会の実現に向けて、ブロックチェーン技術を基盤とする NFT の利用等の Web3.0 の推進に向けた環境整備への取組など、NFT について非常に高い関心が寄せられている。今後、滞納者がこれまで以上に NFT 財産を保有していることが想定されるどころ、NFT 財産についても滞納者の財産として適時・的確に滞納処分を執行していかねば、内国税の適正かつ公平な徴収を実現することが困難になるものと考ええる。しかしながら、現行の国税徴収法において、NFT 財産について差押えや公売など一連の滞納処分の執行手続は明確でないことから、税制改正等による対応が必要となることも想定される。

このため、本研究では、NFT の概要や法的性質などを把握するとともに、NFT と同じブロックチェーン技術を用いている暗号資産に対する差押え等の状況、NFT に関する国内の検討状況、NFT に関する海外の法規制の動向などを確認し、これらを踏まえて、NFT 財産について、具体的には NFT 財産がデジタルアートの場合と現物の絵画の場合を例にして、滞納処分の執行可能性や、滞納処分に当たって問題等がある場合には当該問題点等を抽出した上で、その対応策等を検討・整理したところであり、その結果、第 4 章第 4 節及び第 5 節のとおり結論を導き出したところである。

今後、経済活動のグローバル化やデジタル化のさらなる進展に伴って、経済社会の構造が変化し、また、web3.0 の推進に伴って、誰もがデジタル資産を利活用する時代が到来することが想定される。今後も、滞納整理に当たって、滞納者が新たな形態の経済取引に携わっていることや新たな形態の財産を保有することにより、徴収職員が滞納整理を行う上で、何らかの影響や制限を受ける場面が発生することが想定される。これらの影響や制限については、制度改正や法令等の改正などの整備の必要性を検討するなど、必要に応じて、順次、速やかに対応していくべきであると考ええる。

本研究はまだ不十分なものであるが、本研究で検討・整理した NFT 財産に

対する滞納処分の執行可能性や滞納処分上の問題点等とその対応策等が、今後の税務行政の執行や税制改正に向けた議論の一助となり、内国税の適正かつ公平な徴収の実現のきっかけになれば幸いである。